

令和3年第6回ニセコ町議会定例会 第2号

令和3年6月22日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問
- 4 陳情第 1号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情
(総務常任委員会報告)
- 5 発議第 1号 化石燃料も原発も使わない、持続可能な再生エネルギー100%のエネルギー政策を求める意見書案
(産業建設常任委員会報告)
- 6 発議第 2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案
(産業建設常任委員会報告)
- 7 発議第 3号 生理用品を課税対象外にすることを求める意見書案
(総務常任委員会報告)
- 8 議案第 1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定について
- 9 議案第 2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について
- 10 議案第 3号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算
- 11 議案第 4号 令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算
- 12 議案第 5号 請負契約の締結について
(町道駅前西三号線歩道整備改良舗装工事)
- 13 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会)
- 14 意見書第1号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書
(提出者／篠原正男議員ほか4人)

○出席議員（10名）

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 片山 健也

副町	長	山	本	契	太
会計管理	者	加	藤	紀	孝
総務課	長	福	村	一	広
防災専門	官	青	田	康	二 郎
企画環境課	長	高	瀬	達	矢
税務課	長	鈴	木		健
町民生活課	長	中	村	正	人
保健福祉課	長	桜	井	幸	則
農政課	長	中	川	博	視
国営農地再編推進室	長	石	山		智
商工観光課	長	齋	藤	葉	徹
商工観光課	参事	高	橋	敏	子
都市建設課	長	黒	瀧	康	雄
上下水道課	長	石	山		行
総務係	長	馬	渕	貴	淳
財政係	長	島	崎	辰	義
教育	長	片	岡	功	三
学校教育課	長	前	原	善	治
町民学習課	長	芳	賀	伸	範
こども未来課	長	淵	野		隆
学校給食センター	長	富	永		匡
農業委員会事務局	長	佐	藤	寛	樹

○出席事務局職員

事務局	長	阿	部	信	幸
書	記	佐	藤	秀	美

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において4番 榊原龍弥君、5番 斉藤うめ子君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齋藤徹君、商工観光課参事、高橋葉子君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬渕淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、芳賀善範君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、富永匡君、農業委員会事務局長、佐藤寛樹君、以上の諸君です。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
まず、木下裕三君。
○2番（木下裕三君） それでは新庁舎になりまして、栄えある一般質問第1号、進めさせていただきます。
通告に従いまして、景観条例について質問いたします。近年の複雑化する開発事業への対応などを踏まえて、一部改正された景観条例が本年4月1日から施行されましたが、この「ニセコ町景観条例」について以下を伺います。
今回の条例改正の施行からまだ2か月程度ですが、開発事業者側の反応はどうでしょうか。また、町民からはどのような声が聞こえていますか。
景観条例が平成16年に施行されてから、およそ10何年経っていますけれども、初めて「コミュニティ協定」の第1号が今年の3月に認定されました。このことについて、ニセコ町としてどのように評価していますか。
○議長（猪狩一郎君） 片山町長。
○町長（片山健也君） それでは、木下議員のご質問にお答えいたします。

ニセコ町景観条例につきましては、勧告に従わない事業者に対し、事業主体の公開だけでなく、設計者及び施工業者の社名の公表をすることや、住民説明会の資料公開などの条例内容を令和3年4月1日に改正したところでございます。

1点目のご質問にあります開発事業者の反応につきましては、これまでニセコ町の開発協議の相談を何度か受けている事業者については、改正内容を理解していると思われま。また、新規開発事業者の相談についても、担当者のほうで内容を説明し、ご理解いただいていることと考えております。また、この改正内容による町民からの問合せにつきましては、改正になって良くなったという声や、さらに一部内容の見直しが必要ではないかというようなご意見をいただいているところでございます。

2点目のご質問につきましては、このたび曾我756「とがりん村」のコミュニティ協定がまとまったとのことで、このような協定が誕生することは大変素晴らしいことであると考えております。今後、町内のそれぞれの地域でコミュニティ協定が増えていくということを期待し、町としても応援していきたいと考えております。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 今まではどちらかというと比羅夫が開発の中心だったわけですが、ここ数年でニセコ町においても大小様々な開発が起こるようになって、それに伴って住民説明会が何度も開催されてきています。今まであまり身近に感じなかった町民の方々も、かなり身近に開発が迫ってきたということで、この住民説明会に関心を持つ方が非常に多くなってきたというふうに感じております。その中でも開発側の誠意に欠ける説明会も何度もあったというふうなことも聞いておまして、そういったことで関係住民の方々の不安が募ってきた、そしてそれが多くの町民の方々が関心を寄せる要因の一つになってきたと私も考えます。今まで何度か景観条例の改正が行われてきていますけれども、その中でも今町長がおっしゃった社名の公表に設計者等を追加したことですか、資料の公開など、今回の改正はとても重要な改正がされたと私評価しております。しかし行政として、現在のこの複雑化している開発事業に対していろいろと対応して、今回の条例改正に至っているんだということの周知が足りないのではないかなと思います。従来の景観条例と比較して、今回どこが改正されたのか、なぜそのような改正に至ったのかということや、いろいろな手段を使って積極的にぜひ町民にお知らせいただきたい、そのことが行政に対する信頼感を増進する意味でもとても重要でありますし、よりよい景観づくりに寄与すると考えています。この点についていかがお考えでしょうか。

また、2点目ですね、今回認定されましたコミュニティ協定、私も内容を拝見させていただきましたが、とても素晴らしいものと感じました。まさに自ら考え行動する自治そのもので、今回の関係住民の方々の行動力に敬意を表したいと思。今後、ぜひいろいろな地域で、先ほどまさしく町長もおっしゃっていましたが、興味を持って関心を持っていただき、独自のコミュニティ協定をいろいろな地域でつくっていただきたいと思います。今回こういうことがあった、こういった工程があって、こういう認定もあるんだということも、ぜひ積極的に町民へお知らせしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 2点ほどあったと思うのですが、1点目については町民に対してさらにもうちょっと詳しい周知をすべきだということだと思。おっしゃるとおりだと思

ております。その点については広報ニセコ、ホームページ等にいろいろと詳しく載せていって、しっかりと町民の皆様方に知っていただくようなかたちをとっていきたいと考えております。

あと2点目のコミュニティについては、今回第1号で「とがりん村」がなりまして、こういう活動が今後増えていき、ニセコ町もそれぞれの地域でそのような運動が広がっていくと。また、その地域の景観等もしっかりと守られていくような協定になっていくと思いますので、事業者も気をつけて皆さんのそういう対応を組んでくれると思っております。その辺についても先ほど町長が説明しましたが、我々担当も応援していきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） この景観条例、設計者ですとか、そういった実際に窓口として担当する会社名も公表するという事で、事業者からは厳しいという声は聞いております。その厳しいという認識自体がニセコ町にとって資するものだというふうに思っておりますので、この辺はしっかりと我々も対応していきたいと思っております。

私たち、これまで住民の皆さんにちょっとPR足りなかったなと思うのは、景観条例をつかった当時、あえて様々な全国の事例検証を行いました。この中で、規制を入れると当然財産権とのバッティングの問題があります。民法上の土地使用自由権に対する侵害ということがあると、条例自体が違法性を帯び、そして損害賠償義務が発生してくるということが裁判事例で、これまでも明らかであります。規制を入れた場合、その規制自体が開発事業者さんの権利になっているということなので、例えば15mの高さ制限をすると15mまでは権利ですので、このくらい低くしてほしいと要望しても、それに対抗できる要件、基本的人権や生活権まで侵すのかという受忍限度論をクリアしないと、当然裁判ではいろいろな規制でも勝てないので、ニセコ町はそのような規制ではなく、住民説明会をしながら住民の皆さんの合意形成、納得を大事にするということでこれまで来ておりますので、立法事実とよく言えますけれども、今後とも法律や条例をつくったときの基本的な姿勢というのはしっかり守りながら、環境・景観を守っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 今後についての話ですけれども、例えば一例を挙げますと、第29条に開発事業者説明会を開催する10日前までにその旨を関係住民等に公表するとともに町長に通知しなければならないとあります。住民側からしますと、重要な説明会なのにたった10日前なのかというふうに感じ、最初からいい印象を持ってないという意見を非常によく耳にします。開催日がまだ確定できていなくても、開催を予定していることをもっと前に関係住民の方々に知らせるということで、多少とも安心が増して、良好な話ができるのではないかと。今申し上げたような件も含めて、先ほど町長もおっしゃっていた町民からの声で一部修正が必要だというお話もありますが、状況に応じてその近い将来に新たな改正も必要になってくるということもあると思うのですが、この点いかがお考えでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 10日はちょっと短いのではないかという部分については、当時内容を詰めるにあたって様々な議論をしたのですが、あまりにも長い期間をとってしまうと、人間の脳も忘れてしまうということもありまして、大体10日が最低なところではないかという議論もあり、10日にしています。ただ大なり小なり内容が複雑化しているものがあれば、もっと早めに周知

してもらようなことも、うちのほうで事業者に働きかけていくようなことをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次、小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） 通告に従いまして、2件一般質問させていただきます。

まず初めに、ニセコ町独自の給付型奨学金制度の制定を再考できないかご質問いたします。

昨年9月の定例会において、同僚議員から進学に関する財政支援についての質問がありました。結果として、独自の制度の制定には至っておりません。教育委員会として、現場の声や実態をどのような体制で内容等を把握されているのか、また、9月議会から9か月経過しておりますが、その後どこまで検討されているのか、進展があればお聞かせください。

今回、なぜ私が改めて制度の制定を再考できないかと質問したのは、現在高校に在学している生徒さんから、学校で奨学金制度についての説明会があったということで、ニセコ町にも貸与型でない奨学金制度があると助かりますし、ぜひ検討していただけるよう要望してもらえませんかと言われたからであります。個人ではなかなか言い出せないことだと思います。確かに、2020年4月からは国の施策として制度が拡充し、給付型奨学金の受給対象者の枠が広がりましたので、以前よりも挑戦しやすくなりましたが、全員が受給対象者になるわけではありません。ですからこそ町内在住の保護者の方で、お子さんが高校・大学に進学や在学をし、さらなる学力向上を目指す方へのニセコ町独自の返済義務のない給付型の奨学金制度を制定できないか、教育長と町長にお伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 小松議員のご質問にお答えします。

進学に関する奨学金等による財政支援については、前回の質問時に経済的理由により進学に支障を来す場合があるときは、制度を検討したいとお答えしているところでございます。受験生の進路等については学校にて相談を受けており、奨学金の制度紹介等は都度、教育委員会においても対応してございます。なお、この春の進学時において、奨学金等については特段のご相談はございませんでした。

また、社会福祉協議会が窓口となっている無利子対応の教育支援金貸付けの実績はございません。近年、国による給付型奨学金制度の拡充が図られ、対象となる学生が増えておりますが、議員ご指摘のとおり、その対象とならない一定程度の所得がある方がいることも承知してございます。近隣の町村の状況を見ますと、倶知安町では大学の場合月額2万5,000円の給付を行っており、その要件としては他の奨学金を受けていないこと、成績が3.5以上であることなどでございます。蘭越町では月額3万円の給付を行っており、要件としては日本学生支援機構と同等の基準で、枠は2名とのことでございます。真狩村は独自の制度を整備してございません。留寿都村は月額5,000円の給付を行っており、要件としては市町村税等の滞納がないことなどでございます。続いて各町村の利用状況でございますが、蘭越町はございません。倶知安町5件、留寿都村は20件とのことでございます。いずれの町村でも、日本学生支援機構の制度と重なることとなり、支給対象とならないことが多いとのことでございます。

誰もが返済することなく受け取れる奨学金は、家庭において大変助かるものでありますが、町独自の奨学給付がなければ進学できないという状況ではないとも考えてございます。現時点において、町独自の給付型奨学金制度を設置する予定はございません。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいま教育長から答弁申し上げたとおり、国や北海道などの制度が結構充実してきており、経済的理由により進学が阻害されるという状況が実際にニセコ町内にあるということであれば、何らかの支援というのは考える必要があるのではないかとすることは、これまでも議会の中で答弁をさせていただいてきたとおりでございます。国や道などが実施している奨学金制度につきまして、基本的にはそれらを活用いただくよう、当面お願いしていきたいと考えております。

また最近では、若年層を地域に呼び込むために、町内での在住や就業を条件として、既存の奨学金の償還額の一部を支援するという制度や、町内で医療や介護・保育などに関わる人材を確保するために、特定の奨学金制度を設けているという自治体もございます。現在のところ、本町においてこれは良いという方策は持っておりませんが、必要な支援の方策等があれば検討してまいりたいと考えておりますので、具体的なお提言等あればお聞きしたいと思います。今後ともこういったものについては検討・調査をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 小松委員。

○7番（小松弘幸君） 地方自治体の奨学金制度は各都道府県や市区町村がそれぞれ設けている制度で、学生の親が自治体に住んでいることを条件に、自治体によって異なりますが、月額1万円から5万円の奨学金を支給しております。倶知安町等、奨学金制度を制定されているところがあるわけでございます。

補足ですが、町内に住まわれているご家庭で上の子が札幌の高校へ進学し、月に10万円の費用がかかっているそうです。今までは定期券を買ってバス通学でしたが、節約のため自転車通学にしてもらったようであります。仕送りの支出が増えたことで共働きとなり、世帯収入が増えたのですが、それに伴って家賃や税金も上がってしまいました。まだ下にいる子どもたちを育てなければいけません。安心して子育てができるような町になってほしいですと言っておられました。

これを踏まえて、もう一度再考できないかお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 小松議員がおっしゃったのは給付型で返済不要ということで、私は制度としてはいろいろなメニューがあって、子育て支援がきちっとできればいいと基本的に思っています。しかし、給付型にした場合、どこにボーダーラインを引くのかというのは非常に本当に苦しい作業でして、同じような、例えば所得の世帯で家族構成とかいろいろ変動する場合も当然あります。そのときに、こちらの方は奨学金もらえてこちらはもらえないということが、やはり不公平につながっていきますので、その辺の道筋がきちっとできれば、一定程度の制度設計はできるのではないかと考えておりますが、私が今いろいろ見ている中ではなかなかニセコ町に適合した制度というのはありません。学校できちっと先生がアドバイスしてくださいますので、そのことを有効活用すると、それなりの奨学金制度が今充実されているということで、これまでも学校現場に意見聞きましたが、特にそういう要望というものは出ていないということだったものですから、なかなか難しいなと思っています。

それと最近地方創生の絡みで、ニセコ町へ例えば戻ってきた場合は、奨学金返さなくていいと。あるいは半額にするとかそういう制度が地方創生の関係であちこちで出てきております。しかし例

えばニセコから出ていった子が頑張っ、将来海外っいいいますか、例えば国連で働きたいといったときに、ニセコ町からもらったお金をニセコへ戻れば返さなくていいということになって、経済的ないろんな諸事情があっ、本人の世界に羽ばたく道を閉ざすということも、やはりものによってはあり得るのかなと考えておりますので、そういった場合の返済の在り方あるいは給付型についても先ほど言いましたとおっ、その全体のバランスとして、どこに基準を置くべきかということが本当に難い作業だと思っます。やっっている自治体も、例えば2名選ぶとすれば、どう選ぶのかということも当然重要でありますので、それらの具体的な制度設計につきまっしては、今後とも日本中の情報は得ながら、あり得るべきかたちがあれば検討してまいりたいと思っますが、ぜひかたち議員の皆様からも具体的に何か提案があれば、受けさせていっただいて検討したいと考えておりますので、よろしくおっ願いをいっします。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 将来この町に戻り、住み続け、少しでも町に貢献しようとする姿や、若い世代の移住者も見込めると思っます。さらにはニセコ町の出身を誇りに思っ、ニセコ町の橋渡しの人材になることも考えられます。若い人は地域の宝です。未来ある地域を担うだけでなく、ニセコ町から大きく羽ばたいてもらうためにも、SDGs未来都市にふさわしい制度をつくっってほしいな思っっています。

もう1点、貸与型の奨学金制度を借りた学生が卒業後、当町に住所を移して働ながら奨学金を返済していく場合には、町として負担軽減を図るような補助制度を考えられないかお聞きしたいと思っます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） いろいろ苦学されて高校や大学、専門学校を出られた皆さんが本町に来て頑張っっていくと。そういった町に来ていっただくインセンティブとして、そういった制度を設けるといっるのはそれなりに価値があるのではないかと思っます。ただ、財政的なバランスですとか、実際に子育てしてらる方が苦勞してニセコ町外の専門学校や大学とか通わせらるるときに、別な地域で育った子が来ていっただくのは大変ありがたいのですが、その方にお金を出して、私たちに何でということも当然出てくると思っます。その辺の総合的なバランスとして、本当に困らる実態があれば、そこにきちっ、と応援すべきだといっ制度設計ができれば、当然財政的な、将来性もありますので、それは検討の中で持続する制度として制度設計ができれば、それはぜひやっていっきたいといっうふうには考えておっります。

ただ、先般も首長何人かと懇談しまっして、いま羊蹄山麓でも新たな制度を設けてらるるところがあります。例えばそこから倶知安町の高校に通う場合は5,000円、小樽では1万円、札幌へは1万5,000円といっうかたちで、町内の子どもたちが専門学校であれ大学であれ、高校から応援したいといっことを言っておっりましたが、圧倒的に人数が少ないんですよね。ですから本当に数名程度であれば、財政的な負担なく持続型でやっていけるのではないかと思っますが、その辺の制度設計につきまっしては、今後とも知恵を絞ってまいりたいと思っます。ただ簡単にできるものではないと思っますので、今後とも引き続き検討してまいりたいと考えておっります。よろしくおっ願いをいっします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問おっ願いします。

○7番（小松弘幸君） それでは、2件目の質問に入りたいと思っます。

町長選挙についてご質問いっします。

任期満了に伴う町長選挙まであと数か月となりました。新庁舎も完成し、5月の連休明けから業務が開始され、こども未来課も設置されたところでもあります。子どもが主体的に活動できる環境の拡充や、SDGsモデル事業の推進、配水管等の耐震管への切替えなど、まだまだ手掛けなければならない事業がたくさんあります。現町長として、次期に向けての所信を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。

本年10月8日に私の任期が終了いたします。私が就任した当時は、平成16年から開始した職員の期末手当の削減、また、平成20年からは職員給与5%削減、特別職や議会議員皆様の報酬も削減するなど、大変厳しい財政状況にありました。平成21年10月9日、町長就任以来、こうした厳しい財政を立て直しつつ、町の活性化を図ることに全力を投入してまいりました。この間、町民の皆様、町議会議員の皆様をはじめ、町内外の多くの皆様のご支援のもと、数多くの行政課題の解決にあたることができました。ご指導ご支援を賜りました皆様方に心から厚く感謝を申し上げたいと思います。3期12年にわたって、各種基金の有効活用、国などの補助金、交付金の導入の最大化など、積極的な財政運営のもとで生活や教育、社会基盤の整備、各種の地域循環型に資するような経済強化策を講じることができ、農業の安定や雇用確保の改善が図られつつありますことは、予算の議決権を有する町議会議員の皆様方のご理解があったからこそ、重ねて感謝を申し上げたいと思います。

さて、現在本町は、小松議員が例示していただきましたように、全町にわたって老朽化しつつある水道管路の耐震改修、持続する水道水源の確保をはじめ、子育て環境の拡充、環境モデル都市やSDGs未来都市の推進、国営農地再編緊急対策事業の促進など、数多くの直面する公共課題を有しております。また一方で、紅茶をはじめ食品加工で有名な株式会社ルピシアグルマンの東京からニセコ町への本社移転に続き、昨年7月には株式会社ルピシアも本町元町に本社を設置くださいました。加えて、日本酒の八海山で有名な新潟本社の株式会社八海醸造がウイスキーとジン製造する株式会社ニセコ蒸留所をニセコ町字ニセコに設置くださり、既に製造を開始しているところでございます。このほかにも、現在ニセコ町への参入を協議中の優良法人が数件あり、継続して道筋をつくるべきまちづくりの課題も有しております。加えて現在コロナ禍にあって、疲弊する町民の皆様様の暮らしやワクチン接種、予防対策に万全を期していく必要もございます。

こうしたことを総合的に勘案し、ゼロカーボンをはじめとする気候変動対策、森林の再生、新地域通貨の導入などにより、循環型の地域経済を確立する共感資本社会への取組などへの道筋をつけ、次世代へよりよいニセコ町を引き継ぐため、再選に向けて取り組ませていただく決意を固めたところでございます。引き続き、町民の皆さん、議会議員の皆様のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、篠原正男君。

○1番（篠原正男君） 先の通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

道路除雪による堆雪と春耕時への影響についてであります。

昨年度の町道等の除雪作業にあたっては、例年になく大雪となり、町職員はじめ関係者には大変なご苦労があったと推察いたします。除雪時、特に農地に隣接する町道の除排雪が堆積し、そのままの状態でも融雪期を迎え、春耕時に支障をきたすため、農業者自ら重機等による雪割り作業を行った箇所もあると聞いております。

そこで、町としてこのような状況をどのように把握されているのか、また、何らかの対策も必要

と考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○1番（篠原正男君） ただいまの篠原議員のご質問にお答えいたします。

現在町道等の除排雪につきましては、地元事業者であるニセコパブリックメンテナンス協同組合に委託業務として発注をしているところでございます。議員ご指摘の農地に隣接する町道脇の堆雪が、農作業の始まる春の耕作に支障をきたすとのことについてお答えを申し上げます。

町道の除雪につきましては豪雪地帯の宿命でもありますが、道路わきに堆雪せざるを得ない状況となっております。また、農地に隣接する雪割についての具体的な対策については、明らかに道路用地から出ているものなど、状況を見ながら個別の実情に応じて対応させていただいてきたところでございます。今後とも除雪事業にあたっては、極力農地に道路の雪を入れないよう事業者の方々と協議していき、農家の皆様にも引き続きご協力をあおいでいきたいと考えております。なお大きな支障が生じているような案件につきましては、これまで同様個別に即して対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） ただいまの答弁では業者が委託により行っており、もし支障があるところがあれば個別に対応しているというような趣旨であったと思いますが、ここで伺いたいのは、道路の除雪、いわゆる雪が堆雪するというのは致し方のないことであり、過去に置き雪の問題も取上げられたと記憶していますが、それとは全く別個の問題だというふうに私自身は認識しております。ただ、その春耕期に溜まった雪がやっぱりどうしても支障となるという状況を、ニセコ町としてどのように把握されているのかということ、まず1点目お聞きしたわけでございます。それに対しての答弁が特にないようなかたちで、いま町長のほうから答弁があったわけですが、再度その点について伺いをしたいというふうに思います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 春の雪の関係について具体的なものは町として把握しているかというところだと思うのですが、一応町としてはこれまでいろいろ苦情等があれば、我々のほうで現地を見に行ったり、そういう対応をさせていただいております。去年は雪も多かったということもありまして、2件ほど農家の方からご指摘がございました。その関係がありまして現地のほうを見させていただいて、そういう状況があれば対応させてもらったという次第でございます。具体的に農地に入っている部分があったら、我々にお話をいただければ状況見て今後も対応したいと思っております。ただ、全体的にパトロールも含めまして、事業者も数が限られており、我々も2人しかいないのですけれども、パトロールもしながら現状の把握を極力今後もしていこうとは思っております。今後そういうことも踏まえて進めていきたいと思っております。

あと町道除雪は全体で約128kmありまして、そのうち市内が108km、郊外が20kmというところで、郊外の部分については拡幅排雪事業というかたちで年に5回ぐらい、あとは状況に合わせて、ひどいときはちょっと回数を増やして行うようなことも、今後検討していきたいと思っておりますので、そういうところで農家の方々のご協力をいただければなと担当として思っておりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 状況については理解できました。ただ、ここではやはり私自身の問題意識

としては、先ほどの課長の答弁の中にあつた2人しかいない、しかいないという発想は、これ根本的に私は問題ではないかというふうに思っております。状況の把握は、例えば融雪期、3月から4月の中旬まで約20日もしくは一か月ぐらい余裕はあると思います。問題としてもう一つは、いわゆる道路としてとらえるのではなくて、私が言っているのは農地という面もあるのです。であれば、なぜ農政課のほうの問題意識がここで出てこなかったのか。答弁として出てこなかったのか。そこは、いわゆる先ほど最初に申し上げたとおり、2人しかいないという発想に全てつながっていつているのではないかと感じます。農業者から見れば雪という一つの視点かもしれないけれども、そこに關わる行政としては土木行政もあり、農政もあり、農地の開発もあり、様々に絡み合っているわけです。その絡み合ったものをしっかりとコントロールして、役割分担をして対応すれば簡単なことではないかと思っております。特に問題があれば言ってくれればいいじゃないか、何かあれば言ってくればいいじゃない、そういう姿勢で果たしていいのでしょうか。状況を先に把握するというのが、まず1番ではないのでしょうか。あまりにも待ちの姿勢、これは町(まち)ではなく待ちです、の姿勢が多いのではないかと感じます。農業者であっても、また町民であっても、直接町に対して声をあげるというのは、相当な勇気と努力がいります。その点を踏まえて、積極的に町のほうから状況を把握し、それに沿った手だてを講じていく、そんな姿勢が雪という問題に対して、浮き上がってくるのではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) ただ今の篠原議員のご質問ですが、農業全体の問題も当然あるのではないかと考えておりますが、ご指摘はそのとおりのことが多いというふうに思います。行政が全てやるという時代から、住民自治で住民自ら考え、行動し、行政がやる役割自体も住民でやってくつていうのは、私どものまちづくり基本条例の姿勢かなとも思いますが、確かに管理という面ではもう少し連携をとってやる必要があると強く感じておりますので、都市建設課と農政課との連携をとりながら、農地のそういった雪が堆積されているような状況のパトロールを来年3月、4月には行えるよう、内部で調整をして進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 次に、斉藤うめ子君。

○5番(斉藤うめ子君) 通告に従いまして、3件一般質問をさせていただきます。

1件目、「生理の貧困」について伺います。

コロナ禍で貧困が広がる中、経済的理由で女性が生理用品の入手に苦しむ「生理の貧困」の実態が民間の調査で明らかになりました。これを受けて、日本各地の自治体で防災用に備蓄していた生理用品を配布する取組が広がっています。内閣府男女共同参画局が2021年5月19日時点で把握した情報によると、「生理の貧困」に關わる取組を実施している地方公共団体の数は255団体に及んでいます。

今年2021年3月24日の道新朝刊によると、政府は23日に新型コロナウイルス感染拡大の影響で、孤独や貧困状態にある女性を支援するため、關連する交付金を拡充することを決めた。金銭的な理由で生理用品を買えない「生理の貧困」が問題になっていることを受け、交付金の使途として生理用品の無料配布を加えた。同日の閣議で2020年度の予備費から約13億5,000万円を充てることを決めた。拡充するのは内閣府の地域女性活躍推進交付金とあります。内閣府によると、生理用品や衛生用品については自治体の備蓄分を民間団体に委託して配ったり、新たに購入して公共施設に無

料で置いたりするケースに交付金を使えるとあります。

ニセコ町はこの「生理の貧困」をどのように受け止め、どのような措置をとられているのか、町長に伺います。

また、児童・生徒の「生理の貧困」は、教育の機会の不平等を引き起こすことと考えられます。様々な要因で十分な生理用品を入手できなかつたり、経血が制服などに漏れることへの不安感から、学校を頻繁に休まなければならなかつたりすることで、学習の機会に大きく影響する可能性もあります。学校で生理用品を無償提供することについて、教育長の見解を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 生理の貧困とは、経済的理由などから生理用ナプキンなど生理用品を購入できない状況であります。ここ数年世界各国で生理の貧困を社会全体の問題ととらえて、解消に向けた取組が進められております。また、日本政府においては去る6月16日に2021年度の女性活躍と男女共同参画の重点方針を定め、その中で生理の貧困は女性の健康や尊厳に関わる重要な課題として位置づけ、内閣府男女共同参画局では地域女性活躍推進交付金のつながりサポート型事業において、地域実情に合わせた多様な手法、アウトリーチというようではありますが、この多様な手法の相談支援や交付金の上限や補助率を通常より引き上げるなどをしております。また、内閣府の子どもの貧困対策では地域子どもの未来応援交付金により支援を行うなど、この問題に対し取組を推進しているところでございます。

ニセコ町としては貧困に直面する経済事情においては生理用品の支援をすべきであるというふうと考えており、生理の貧困の解消についてもどのような方策が妥当なものであるのか検討していきたいと考えております。なお、各学校には教育委員会を通じて町での支援は可能である旨を既にお伝えしているところでございます。現在、新庁舎の女性用トイレには生理用品を配置するよう準備を進めているところでありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 各学校には養護教諭等が配置されており、体調不良の場合だけでなく生理のようなことについても、保健室において個々に対応している状況でございます。そのため、今回各学校に聞き取りをしたところ、生理用品の配置について特に学校からの希望はございませんでした。本件については学校が個別に対応するのではなく、地域における方針にのっとって対応すべきものと考えており、学校において独自に生理用品を無償提供することは考えておりませんので、よろしくご理解いただければと思います。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） ただいま教育長が各学校においては独自、独自っていか教育委員会を通して生理用品を置くということはしてないというお答えだったと思いますけれども、私はですね、学校にこそトイレットペーパーと同様に、必要なときに毎回保健室で、昔から必要なときは保健室へもらいに行くことができたようなんですけれども、そういうことをしなくても各トイレの中に必要なときに使えるような、そういう状況をつくっていただきたいなと思っています。それで、この生理というのはですね、毎月あるものなんです。生理のある女性にとっては必要不可欠なものです。今、政府が大変前向きな対策をとられていることは伺いましたけれども、今後どういうふうに進められるのか、少し詳しく伺いたいと思っています。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） 学校現場のことに关しましては教育長なり担当課長のほうからお答え申し上げます。ただ、これまで学校現場のほうで、現場として置くことについて前向きな回答はいただいているということでありますので、やっぱり現場の皆さんご理解を得ながら、町としては全面支援をしていくということは言うておりますので、そこは進めたいと思います。ただこれまでも議論の中で何て言いますかね、多様な種類があったり、公共施設に置くといわずらされたりとか、いろいろなマイナスのご意見も現場からはたくさんいただいております。例えば購入券を配布させていただくとか、どんな方策があるか町全体のことも含めて検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 前原課長。

○学校教育課長（前原功治君） 町長のほうから学校現場の意見のほうについても今ご答弁いただきましたけれども、我々のほうも各学校のほうともお話をさせてもらっている中で、やはりトイレに置くことに関しての管理上の問題という部分は、学校側では非常に気にされているというところがござります。いたずらをされるんじゃないのかとか、衛生上どうなんだ、要するにそこらも含めて全部管理が行き届くのかというところをやはり非常に心配をされています。現状といたしまして、先ほど議員も言われておりましたが、保健室のほうで先生が個別にきちっと対応していただいていると。その中で現状学校においては、特設課題というか何かそういうものがあるという状況ではないというふうにお聞きをしているところでござります。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 町長からは全面的に支援をするという答弁をいただいたんですけども、学校現場のやり方ですけども、各自治体によって違うことはわかりますけれども、私はもう少し生徒を信頼してですね、先ほど申し上げたようにトイレで自由に使えるようにするとか、それから少なくとも小中高、女子生徒が直ちに無償で使えるようにしていただきたいというふうに思っています。ニセコ町の人口形態ちょっと町民生活課からいただいたんですけども、5月30日現在なんですけれども、生理が早い子は10歳ぐらいから始まって、14歳までは89人、それから15歳から19歳まで83人、小中高の生徒ですね、それ全部入れると172人、女子生徒がですね。これ1人1か月間平均的にみて1,000円とすると1年間で200万円ほどになるんです。これ決して、この小さな自治体としてはそんなに金額は少なくはないと思うんですけども、先ほど言ったように国が交付金をどんどん出すということを約束しているので、それを活用されるかと思ひますけれども、私はまず学校現場でですね、それを直ちに実行していただきたい。新聞にも載っていると思ひますけれども、先ほど申し上げたようにトイレトーパーと同じように各トイレの中に自由に使えるように置いておくとか、そういうふうに行っているところも写真つきで出ているんです。先ほど前原課長がいたずらされたりいろんなことっていうことは、まだしていませんのでね、実行されていないと思うので、どういうことが起こるかわかりませんが、最初からそういうことを前提に考えるのもちょっと残念だなという気がしました。

それで、これは私の考え方ですけども、年齢適齢20歳から54歳までの女性の数は1,066人、この方々全部に無料配布するということになる大変な額になりますので、本当に困窮して困っている方に要望というのがあれば、それを配るという、先ほど町長もちょっとおっしゃったかと思うんですけども、そういうやり方で必要な方に配布していただくというやり方で進められてもいいのではないかなというふうに思っています。それぞれ生理用品もね、いろんな形があつて、私も先

日ホームックに行って生理用品のコーナーをいろいろ見てきたんですけども、結構生理用品って高いんですね。これ本当に節約しているのは500円、全国のデータですけど500円から3,000円ぐらいまでってなっているんですけど、その真ん中をとって平均1,000円としているんですけども、1か月で1,000円でもぎりぎりかなって感じがしたんです。平均これはあくまでもナプキンの値段ですから、そのほかにそこに関わるですね、ショーツだとか頭痛だとかおなかが痛いとか、そういうことで関わる生理用品もたくさんありますので、その辺のところは生理用品といってもそういうことも、女性が活躍するのに関わってくることでありますから、その辺のところはどのように考えられているのか、再度伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 学校のほうの配置ということにつきましては、先ほど町長のほうからの答弁にありますように、町として全面的な支援をするということでございます。ただ、前原課長からも説明がありましたけれども、やはり種類もいろいろありますし、学校としても学校にとって1番対応としてありがたいというなかたちになる方策を、学校と十分連携した上で対応を考えていきたいというふうに思っておりますのでご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斉藤うめ子君） 2件目に参ります。新型コロナウイルスワクチン接種の優先順位について伺います。

ニセコ町は5月3日から高齢者65歳以上1,369人、5月31日現在、を対象にしたワクチン接種が開始されました。4月のニセコ町からのお知らせでは、65歳以上の高齢者全員に接種できるワクチン量は十分確保されているとありました。今日はワクチン接種を円滑に進めるために、高齢者を75歳以上661人、次に70歳から74歳349人、65歳から69歳319人と、3段階に高齢者を分けて接種を開始しましたが、この高齢者の中にも重大な基礎疾患があり、感染すると重症化するリスクが高く、死に至る可能性が病院から指摘され、かつ緊急性を要するケースについては、優先順位をどのように考えて対応されているのか伺います。確かに国からの指針もあるように優先順位の原則はありますが、それを踏まえつつも命に関わる重大な問題に対して、柔軟に臨機応変な対応が求められているのではないのでしょうか。

また、現在第1段階での高齢者の接種はほぼ終えて、次の70歳から74歳を対象にした接種が開始されていますが、同様に65歳以下で基礎疾患を有している方、緊急性の高い方、重症化された方への接種の対応については、現在どのように考えられているのか伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ニセコ町では新型コロナウイルスワクチンの接種順位について、国が発行する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きに基づき、順次実施しているところでございます。その中で65歳以上の高齢者に係る基礎疾患の優先順位は示されておりませんでしたので、ご承知おきくださいますようお願いをいたします。ご質問にある感染すると死に至る可能性が病院から指摘されている方や、緊急性を要するケースの方についての対応ですが、役場ではそのような個人情報を持っておらず、またそれらの情報を集めて収集することに時間をかけることは、結果的に接種時期が全体として遅れてくるということにつながることから、現状では迅速な接種機会を設けることを第1に対応させていただいてきたところでございます。

また、64歳以下の方についてはできるだけ早期に集団での接種を検討しており、基礎疾患にかか

わらず一斉に接種を行う予定としてございます。なお、この基礎疾患に関することを含め、役場に相談があったかあるいはその対応についてはなど、プライバシーに関わることについての回答は、個人情報保護の観点から差し控えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） そもそもワクチン接種の目的は何でしょうか。それだけ伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ワクチン接種の目的は、新型コロナの感染をできるだけ抑制するとともに、重症化を防ぐということだと理解をしております。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） そのとおりだと思います。しかし、ワクチン接種の最も根本的な目的というのは、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症化の発生をできる限り減らし、その結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図ることではないかと思っております。機械的に年齢で区切ってしまってよいのか、緊急を要する町民に対してどう対応するのか、リーダーとしての判断と責任が問われる問題ではないかと思っております。国の方針に従って平等にやっているという答弁だったと思っておりますけれども、自治体として独自の判断で実行することも可能ではないでしょうか。国に振り回されることなく、適正な判断責任が求められていると思っております。今年2月9日の内閣官房、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について」の中で、接種順位の基本的な考え方と具体的な範囲について、とあります。まず、医療従事者への接種。それから2番目に高齢者への接種。3番目に基礎疾患を有する者への接種となっております。しかし接種順位の上位に位置づけている基礎疾患を有する者についてとあります。また5月27日の参議院厚生労働委員会で、優先接種について野党議員会の質問に対して田村厚生労働大臣が次のように答えています。血友病の患者さんや精神障害のある方々、知的障害が重い方、重症化リスクがある方、優先接種の対象になりますと言っています。またですね、これは自治体の判断に任されているということが、この厚生労働省からの指針に書いてあるんですけども、長野県ではワクチン配布・接種の基本的な考え方の中で、優先順位の原則を踏まえつつも、柔軟かつ臨機応変な対応に心がけるとして、例外的ケースが発生しても差し支えないものとする、としています。優先順位はあくまでも目安であり、各市町村において地域の事情に応じて柔軟に対応していただきたいというふうに書いています。他にも自治体によっては接種券を郵送した際にですね、こういう事情があるからという自己申告を受ける自治体もあります。あるいはかかりつけの依頼を受けるとか、それからお薬手帳を確認するとか、様々なやり方があると思っております。ニセコ町のやり方はあまりにも機械的で命を軽くみてはいないでしょうか。町長に伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 個別事情に応じて柔軟に対応するっていうのは極めて重要なことだと思っております。実際にはそういう案件については柔軟に対応させていただいております。本人の事情でこちらから提案したとおりにならない場合ももちろんありますが、できるだけそういった事情にはこれまでも対応しておりますし、これからもそうした対応していきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） この際議事の都合により、午前11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時13分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

斉藤うめ子君、次の質問をお願いします。

○5番（斉藤うめ子君） 3件目、在宅医療・介護サービスと自宅での看取りについて、町長に伺います。

2030年から団塊の世代が80代になり、2040年にかけて多死時代に入ります。内閣府の高齢者の健康に関する意識調査によりますと、最期を迎えたい場所として自宅を希望する人は54.6%で、男性は62.4%、女性は48.2%となっています。半数以上の高齢者が自宅で最期を迎えたいと考えています。このデータはちょっと古くなります。内閣の2014年、高齢者の意識調査のデータです。最近ではちょっと見つからなかったのですみません。

住み慣れた自宅で安心して介護を受け、必要な医療を受けられる環境を確保することが、これからますます重要になってくると思います。介護サービスの充実を図ることで、施設に入所しなくてもいい状況をつくっていくことが必要ではないかと思えます。また、病院ではなく、在宅での看取りを選択できるように、在宅医療の体制の充実を図ることは緊急の課題と考えます。今後の在宅療養と医療介護を含めて、在宅での看取りについての町長の見解を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 現在、ニセコ町で受けられる在宅での介護サービスは、社会福祉協議会のヘルパーさんが行っている訪問介護サービスや、地域包括支援センターで手配などを行っている福祉用具のレンタルサービスなどがございます。また、要介護認定非該当の方につきましては、外出支援サービスや軽度生活援助など、町単費での支援制度がございます。在宅医療につきましては、倶知安厚生病院が運営するようい訪問看護ステーションの事業所がニセコ町内のデイサービスセンター内にあり、ニセコ町民では10名程度が利用されております。そのうち4名は在宅療養、看取りの前段階ということではありますが、を目的とした医療を受けているところでございます。またニセコ医院では、以前から行っている往診を継続いただいております。必要に応じての在宅医療を提供していただいているところでございます。町としてはこれらサービスや制度を関係機関と連携し、活用することによって、在宅での支援充実を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 高齢者が集まるとですね、必ずと言っていいほど日常生活、家事も含めて、去年できていたことが今年ではできなくなったとか、非常に不便に感じられるようになったとか、それから病院とか病気の話、お葬式の話とか、お墓の話ですね、尽きないほど出てきます。それほど身近な問題であって、切実な問題でもあります。年々老若男女を問わず、ひとり暮らしの人がどんどん増えてきています。そしてまたこういう話は若い人にもね、自分の親が高齢でお世話どうしようかということで、結構関心ある方が増えていきます。

私、ついこの間ですね、「在宅ひとり死のススメ」、上野千鶴子さんの本、これ1月に発行されたんですけども、もう125万部を突破してミリオンセラーになっています。決してこれを宣伝するわけではないんですけども、宣伝しなくても非常に有名ですので必要ありませんけれども、私も

今回の質問についての問題が、現段階で非常に書き尽くされているので、町長もぜひ読んでいただきたい、副町長も皆さん読んでいただきたいと思っています。この本はですね、企画環境課の佐藤係長にお渡しして読んでくださいということでしたけれども、ざっと読みましたということで、どこまで読んでいただけたかわかりませんが、ぜひ読んでいただきたいと思っています。この本の中で繰り返しになりますけれども、私がまさに求めていた在宅医療、在宅介護、自宅での看取りについて知りたいことが全てと言っていいほど書き尽くされている感じはします。

ただ、ですからこれ、あえて質問しなくても書いてあるということになるかもしれませんが、ただこの内容のことがですね、今町長は現段階でこういう状況ですということを説明されたけれども、最初に申し上げたようにこれからですね、今団塊の世代が2030年から皆さん80代になって、そして本当にたくさんの方が亡くなっていく。それに対して対応できるのか。そして特に介護の問題ですね、それが非常に大事になるんじゃないかなと思っています。そのことについて見通しというか、それについてどう考えていらっしゃるのか。訪問ステーションがあって看護師さんが訪問するとか、それからそういう話もありますけれども、それで足りるのか。それから、訪問医療ですね、お医者さん、ニセコ町でしたら、ニセコ医院の先生、地元では河合先生しかいらっしゃらないのかなと思うんですけども、それで果たして間に合うのか、その辺のところ、今後の見通しを町長に伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 日本はもう多死社会に突入するというので、これはいろんな首長の介護のネットワークだったり、プラチナ構想ネットワークの会議でもたくさん話題が出ているものがあります。現状の認識としては、現状のままだと相当厳しいと思います。国自体のこういったものに対する予算化のシフトも必要ですし、私たちの町自体も考えれば、いかに広域連携をして、例えば羊蹄医師会の皆さんとのご協力を初め、様々な広域連携のネットワークが必要ではないかと考えておりますので、引き続き国への要望活動、これまでもやってきたとおりのことを継続するとともに、羊蹄山麓を初め、後志町村会等そういったネットワークの中でも議論をして、来るべき高齢化社会、また多死社会に向かっていきたいと考えております。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 町長から今そういうお話をいただいたんですけども、人間みんな100%、どんなに共有社会になっても死を逃れる人はいません、みんな平等に死を迎えることになると思います。ですから本人の希望をかなえられる選択肢がどれだけあるかということになると思います。先ほど1番最初に申し上げたように、在宅、自宅で安心して見とりたいと。看取りたいという人が多いことは事実です。先ほどのデータはちょっと古いですけども、これはむしろ私は増えているのではないかなというふうに思っています。

今年に入ってからですね、毎月町民センターで役場の保健福祉課から保健師の方に来ていただいたり、そして、ニセコの地域包括支援センターについて伺ったり、それからニセコ、それは皆さんの希望でニセコ介護ニコニコタクシー来ていただいて、それからニセコハイツの施設長さんにも来ていただいてお話を伺ってきました。それで気がついたことなんですけど、まだまだこの町にこういう施設とか利用の仕方とか、そういうことをあまり知らない方も結構いらっしゃるのかわかたんです。ですから、高齢になってもね、80代になっても利用されていない方は不安を抱えながらもどこでどうしたらいいのかなという心配を抱えています。急に必要になって慌てることのないよ

うに、普段からですね、いざというときにこういう方法がありますよっていうことを、町からも発信することが大切ではないかと思っています。

これよく繰り返し言われるんですけども、2019年の日本人の平均寿命というのは女性は87.45歳、男性81.41歳。90歳を超えて生きる確率は女性が2分の1、男性が4分の1以上と言われていきます。その期間ですね、何らかのフレイル期間、フレイルっていうのは自分だけでは生活がちょっと難しい、支援が必要だっていう。女性の場合は12.35年、男性の場合8.84年というデータが出ています。女性のほうが男性より4年長い結果が出ています。その間介護サービスが必要になってきます。これまでのお話で町民センターとか、いろんな方のお話聞いていますと、何よりもやっぱり問題は介護サービス、介護をしてくださる人材を見つけるのが非常に難しいというお話でした。ですから超高齢社会に向けて、介護サービスがどこまで適切に受けられるかということは非常に大切だと思うんですけども、これの見通しですね、これはもう一度伺いますけれども、確保することに対して町はどのような努力というか、していらっしゃるのか伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 斉藤議員が提案されていることは実は大変大きな問題で、後志広域連合を含めて広域行政体の中でも、例えばそういった介護施設の問題、あるいは在宅介護、といっても在宅介護できる環境、マンパワーの問題が大変大きい要素となっております。現在の介護、特に福祉関係はですね、これまでもマスコミ等でたくさん話題になっていきますけど、人件費自体が大変低く抑えられている。結果的にはいまだに低い実態のままというところが大変多いわけでありまして。そういったいわゆる労働環境をいかに改善していくか、そのことによって若い人たちがそういった介護の場に積極的に参加するような社会環境をつくっていく必要があるというふうに思っております。

ニセコ町として町内のこれまでの人口と役所なりそういった組織体制をみて、全てをここで完結できる状況には全くないと思っています。いかに広域での連携をしていくかということを進めていくしかないと思っておりますので、後志広域連合をはじめ、そういった各町村の連携を深めながら、お互いの弱いところを助け合う、そして施設においてもそれぞれのところがありますし、そういった人材育成っていうのは非常に重要だと思っておりますので、そのところはしっかり連携をとっていきたいと思っています。

教育委員会とも話しておりますけれども、例えばニセコ高校にそういった介護の、ある一定程度の資格を取れるような研修会を設けることができないかといって、いろいろ協議は現在もう進んでおります。しかし、実はなかなか生徒からの希望者がいないということです。他の町村に聞いても、昔は10人20人いたものが今希望者が年間通して数人しか手が挙がらない。だから地域でのそういった介護の資格、ヘルパーさんを初めとしてそういった介護福祉士の資格を取りたいと言っても、手が挙がってなくて研修会もしづらいというような実態もありますので、その辺意識啓発も含めて、また我々も勉強しながら連携強化を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 次、高木直良君。

○8番（高木直良君） 通告に従いまして質問させていただきます。

まず1番目として、JR函館本線並行在来線存続の取組みについてであります。

「北海道新幹線並行在来線対策協議会」第8回後志ブロック会議において、「函館線（函館小樽

間) 旅客流動調査・将来需要予測・収支予測調査」の結果と今後の協議会開催の方向性を決めていく「今後の検討スケジュール」が示されました。

(1) この内容と 2022 年度に結論をとというスケジュールをどのように町として評価しているか。昨年私の質問に対して町長は、「2023 年度中には結論」というスケジュールについて提案して、そのように確認されたということでありましたが、それ以上に早まったのはなぜか。

(2) 今後の幹事会やブロック会議において重要なことは、在来線の地域住民生活にとっての必要性、そして廃止された場合、その後に地域にどのような影響が出てくるのかの調査が非常に重要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

(3) 協議会での報告や議論内容の町民への正確な説明、そして町としての存続への思い、12月の町長の答弁の中で、あるいはマスコミに報じられておりますように、「残せるものなら残したい」という姿勢を明確にしております。町民の意見を今後丁寧に聞き取り、意見交換をする場をつくって、そしてそのことを協議会に反映すべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

(4) 並行在来線の存続は地域住民の足を確保し、地域の活性化この活性化のための公共インフラであります。そしてこれについては、国が支えていくという責任が非常に大きいと思いますけれども、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) まず1点目のご質問ですが、本年4月に開催された第8回後志ブロック会議において、北海道より調査の結果が報告されました。収支予測調査では運営経費が運賃収入を大きく上回り、特に在来線の運営については非常に厳しい経営となることが推計されており、今後慎重な判断が必要であると考えております。スケジュールにつきましては、北海道の方針として2022年度中に在来線の存続もしくは廃止を決めていただきたい旨の説明があり、ブロック会議において了承しているところであります。鉄道の存続、あるいはバスへの転換、どちらを選択した場合においても、非常に長い運行路線であることから、運行計画や運営設備等の準備、関係機関の調整、さらには人員確保等、その制度設計に相当の時間が必要であり、極力早い時期に方向性を見いだすべきであるというふうに私自身も考えております。

2点目ですが、並行在来線が生活にとって大変重要な公共交通機関であることは、どなたも認識しているものと思っております。在来線を残す、あるいはバス転換などの選択においても、その維持負担が最大の課題と思っております。現に利用されている、またはこれから利用する予定の皆さんへの影響を最小化する努力が必要であると考えております。

次に3点目の件ですが、説明会に関しましては、北海道からの情報提供をもとに、これまでの協議の内容など町民の皆様への対面による意見交換を実施したいと考えておりますが、コロナ禍での開催となることから、実施時期などについて慎重に調整をしたいと考えております。なお説明会には北海道の担当者にも出席いただき、詳細の説明をいただきたいと思いますと考えております。

最後に4点目のご質問ですが、並行在来線については大変厳しい経営となることが予想され、生活交通を維持するために運営会社に対する多額の赤字補てん、補助金等が必要となります。これまでの枠組みを見直し、JRからの協力・支援の在り方や、国においては運行を維持するための赤字補てんや設備投資の助成など、財政支援制度の創設、拡充が不可欠ではないかというふうに考えております。今後とも北海道からの情報を受け、町民の皆さんへの情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今お話がありましたように、当初町長が予想していた以上に早く結論を出していくというスケジュールが承認されたということでもあります。それで私もいろいろ資料を見ましたが、来年度ということでもありますけれども、そこへ向けてほぼこの秋ぐらいですね、9月ぐらいのブロック会議で方向性を決めてしまうというような記述があるんですよね。ですから、今からもう数か月後には方向性を確定するというのが道のスケジュールの提案です。それで幹事会の報告などを伺いましたけれども、やはり幹事会出席の各担当の方もあまりにも早すぎるという印象を持たれたと聞いております。それで大事なことはですね、こういった一つは報道もされましたけれども、鉄路を維持するとこれだけの、例えば190数億円の赤字ですとか、あるいはバス転換すると10分の1くらいであるとかっていう数字がどんどん出てきます。そうしますと、一般的な印象としてはその数字に非常に影響を受けます。こんなに赤字が出るんだったら、ちょっとこれは維持が難しいんじゃないかという心理がですね、じわじわと広がってきているのではないかと私は危惧しております。それで町長がおっしゃった残せるものは残したいという時にですね、これをきちっとなぜそうなのか、残す場合どのような条件が整備されればいいのかとか、そういったことをきちっとですね、町民にお知らせしなければいけないと思います。

それから第三セクターとして存続しても、10年もたないうちに赤字が原因で維持し切れないということで、全く廃線になった、そういう事例もございます。あるいはバス転換はしたけれども、そのバス転換自身、やはり経営的に成り立たないとか、あるいは運転士などの人材を確保できないという理由で、これも縮小廃止という事例もあります。ですから町民に対してきちっと町長の思いを伝えていくためには、いろいろな客観的な事例を出さなければいけない。そして存続をすれば、今町長からもお話がありました、国の何らかの支援制度が必要だということであれば、それはどのようなことを具体的に要望していくのかということも、町民に示さなければいけないと思います。

しかもですね、先ほど言いましたように、9月、10月あたりには第9回、第10回ブロック会議で、ほぼ方向性を決めていくようなスケジュールが書かれています。ですから、これはのんびりやっている状況じゃなくて、やはりきちっと正確な情報を伝えるということと、町民の思い、それから客観的な影響ですね、地域経済や地域生活にとってどんな影響があるのかということも、きちっと示して皆さんのご意見を聞かないと。先ほど言いましたように、今の状況はこれだけの赤字、これだけの赤字と赤字だけが浸透しているという状況ですので、これを変えなければいけないと思います。ですからその辺のことを町長としてどのように考えているか、改めてお聞きしたいと思いません。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） まずスケジュールに関しましては2023年ということで当時きました。このときも5年前じゃ遅過ぎると、5年前に決まって、それから代替をどうやってやるのかと。バスだって単純な問題ではありません、バスの運転士確保だって今現実にいなくて路線廃止しているような状況でありますので、判断を早くすべきだとずっと思っていました。今回2022年という点が出たことは私はいいいことだと思っていますので、これらに向けて協議をしていきたいと思っております。

第8回ブロック会議で出された資料につきましては、本当にとてつもない差であります。とても並行在来線が存続できる、そもそも地域の住民の皆さんや、あるいは自治体、あるいは北海道が応

援したところでとても持ち切れる赤字ではないというふうに私は思っています。ただこのとき出された資料については非公開ということですので、公開される、できるだけ早く、私のほうから公開をして、いろんな方が見て意見が言えるような、そういった議論ができる状況にしてほしいという要望を当時させていただいたところでもあります。

私は残せるものは残したいというような、当然並行在来線っていうのは貴重な足でもあると同時に、私たち北海道開拓の歴史でもあります。特にこの函館本線が北海道の開拓を担ってきたと自負しておりますので、この狩太駅からニセコ駅、わが町自体もこのJRとともに国鉄とともに発展してきたということを考えれば、できるだけ文化としても歴史としても、あるいはこれから行くべき、環境面でも、環境負荷の低減という面でも、私は鉄道っていうのはすごく大きな価値があると思っています。しかしながら、今実際に出されている数値を見ると、とても現状で対応できる数字ではないと。そうすると在来線を残すということについては難しいなと率直に今感じています。

しかし、例えば並行在来線を残さないにしても、バスだけが唯一の方策ではありません。様々な、これから次世代に向かっての交通形態というのは多様にあると考えておりますので、できるだけ早く結論を得て、それらに対しどういったものがあるのかという様々な議論をする時間が必要ではないかと考えております。予定としては本当は7月ぐらいに北海道の担当者が来て、取りあえず一回現状ってこうなんだという説明会をやってほしいと思っておりましたが、現在札幌がこういう状況でありますので、もう少し先になると思います。ただ我々のブロック会議の議論の中でも10月までとか11月までにその方向を見出すことについては合意していますが、そこで何が何でも決めるということではないということは議論の中で確認を得ております。できるだけ早く決める。しかしその議論の時間が必要だということが、我々各町村長ほぼ全員が地元説明会が大事だし、みんなでやっぱり議論する時間は民主主義のコストとして、きちっと考えてほしいということをおっしゃるので、そこは何度かの説明会をしながら、こういう点はどうかだろうねということを出し合いながら、最終的な結論を得るような方向で進んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 結局方向性を決めると結論ではないというように聞こえるんですが、これブロック会議が各市町が沿線から集まって、そこで方向性を決めるということになれば、私はその方向性と異なる結論を、住民がいろいろ後から申入れしたとか、討論の場を設けたとか言っても、方向性を変えるっていうのは非常に事実上できないんじゃないかと思います。ですから、私が言うのは方向性を決める前にきちっと時間をとって、ブロック会議、これから何回かやると言うんですけども、本当に住民の要望とかですね、いろんな客観的な条件を踏まえた議論になるように、そういうことで回を重ねていただきたいと思うんですね。

それで国の責任、あるいは支援ということも念頭にあるということでもありますけれども、私から提案したいのは上下分離方式であります。これはよくこういった在来線をどう守るかとか、中小の民間鉄道をどう守るかというときに出てくる。あるいは外国の事例を見てもほぼ同じ方式なんですけれども、インフラの部分、鉄道だとか駅舎だとか、あるいは場合によっては車両も含めて、国が公共インフラとしてきちっと責任を持つ。運行に関しては第三セクターなり運行会社が、いろんな知恵を絞って集客をし、サービスを向上し、そして観光などにも活用することによって黒字転換を図っていくということの努力、こういうことが可能になってきます。ですから、赤字の数字だけ

比べて、バス転換のほうが10分の1の赤字で済むというようなことだとか、あるいは今後、例えば無人の運転の車両ができるんじゃないかという新しい交通系統について想定するとか、そういうことに走りがちだと思います。

私はやはり鉄道がいったんなくなると、これを元に戻すというのは本当にできないことでありますし、むしろ鉄道の有利なところを活用して、これからやはり東南アジアの方々も含めた、コロナが落ちついた後のインバウンドが、やはり北海道に来ると思うんですね。その際の有効な観光資源ということで、鉄道がやっぱりネットワークとして残っていくと。とりわけ函館本線などはですね、今町長おっしゃったような歴史も含めて、産業、あるいは生活にとって極めて重要な役割を果たしている鉄道の役割をやっぱり再認識するということが必要です。例えば上下分離方式っていうのは在来線とか三セクだけじゃないんです。新幹線そのものがそうなんです。新幹線は今機構がやっています。トンネルをつくったり、数千億のお金を使ってインフラを今つくっているんです。それを借り受けてJR北海道が運行すると。まさに上下分離方式なんです。ですからこのことをきちっと共通の認識としてとらえる必要があるのではないかとこのように思います。ですからブロック会議においてはそのような知見も含めて、ぜひ十分な議論、そして方向性を決めるのはブロック会議だけではなくて、その前に十分に町民の意見を聞いていくということをぜひお願いしたいなということではありますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 高木委員から上下分離方式の提案等がなされておりますけれども、これまで新幹線整備にあたっては、並行在来線については日本の社会の中でもこういうルールがあると決まってきたことでありますので、それを覆すっていうのは相当厳しい状況だと私は思っています。また特に言われておりますのは、現在トンネル自体がもう50年、100年ということで耐用年数を超えている。これも改修が必要だということになれば、さらに膨大な経費がかかってくるというようなことでありますので、こういったことの将来像もやっぱり検討する必要があるのではないかと考えています。私もそうでありますけれども、各首長もそのブロック会議で全部決めてしまうなんて全然思っておりませんので、それで早く情報開示してほしいと。それで各自治体で、それぞれ住民との意見交換を受けてブロック会議に出てくるという流れを皆さんに確認しておりますので、住民の皆さんとの意見交換会なしに決まるっていうことはないものと私は思っております。

ただ小樽から長万部、トータルでいくと函館まで至りますけれども、その中で多様なそれぞれの地域地域の事情があって、並行在来線を残すということには、もう既に、なんて言いますかね、後ろ向きといいますか、そういうところもたくさんあるわけでありまして、そういったところの合意形成などもしながら、進まざるを得ないという大変難しい実態も多々あるということもご承知置きいただければありがたいなと思います。

ともあれ、なるべく早い時期に道の方に来ていただいて、なぜこういう試算が出たのかという報告会と意見交換会は、何とか早めに開催したいと考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○8番（高木直良君） 答弁漏れといたしますか、確認したいことがあります。

○議長（猪狩一郎君） どうぞ。

○8番（高木直良君） 私の提起した上下分離方式というものについての町長の評価はどうでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 上下分離方式はいい方式だと私は思っております。ただ上下分離方式にしても維持コストの赤字自体はそんな極端に減るわけではありませんので、そこは上下の鉄道を持つ部分が本当に全部、極端に言うと無償で運営費だけちゃんとみんなで頑張ってくださいねという状況の中の上下分離だったら、いろんな可能性はあると思います。ただその下のほうを持つことには自治体は関与しませんということには今ほとんどのところはなっておりませんので、かなりの財政負担は生じるということでもありますので、簡単なものではないということだけは私自身認識しております。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○8番（高木直良君） 相次ぐ開発案件に対する対応について。

ニセコエリアにおけるリゾート開発の拡大は、近年ニセコ町の曾我地区、ニセコ地区などで急速に広がっている。準都市計画区域内及び区域外のいずれにおいても景観条例に基づく地元説明会が行われ、近接住民など多くの住民が参加して、開発の内容や開発による地域の環境や住民生活などへの影響について説明を求め、内容の変更を求めることが多くなっています。

(1) 近年のリゾート開発案件において、事業者、これは資本を提供するもの、あるいは開発を受託するもの、こういった事業者はニセコ町景観条例をどの程度理解していると、町としては評価しているでしょうか。

(2) 地元説明会では住民意見の中で、景観のみならず静穏な住民生活への影響や水質保全、これは個別の法定基準のみならず、水系全体です。こういった水系全体の水質保全、それから最近ではCO₂削減に関わるいろいろな要望が出されていると思いますが、これらへの対応についてどのように考えているかお聞きしたいと思います。

(3) 個人住宅や別荘以外の事業者による開発においては、今景観条例で定めていられている1,000㎡以上という説明義務を1,000㎡未満の開発に対しても説明会として義務化すべきではないかと思えますがいかがでしょうか。

(4) 準都市計画、今の景観地区、特定用途制限地域における規制がございますが、これを適用対象を特定しつつ、それを前提に最低敷地面積や建蔽率等の数値規制を見直すべきときに来ているのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 初めに1点目の質問でございますが、ニセコ町にはニセコ町準都市計画やニセコ町景観条例など、開発についての規制があるということを開発事業者の皆さんは十分理解をされているものと考えておまして、ホームページや窓口できちっと説明をさせていただいております。事業者の皆さんからは、ニセコ町のこの景観条例というのがとにかく一番参入しづらいと。何とかこういうものを逆に具体的に規制してほしいというのは、もう再三、実は言われておまして、町政懇談会の場でも事業者の方がそういう発言をしているところであります。

次に2点目の質問でございますが、開発事業者に対して町民の皆さんが不安に思っていることについては、私どもも同様に承知をしているところでございます。特に生活環境における水質保全やCO₂削減に係る点については、河川法に基づく放流や水質基準の数値が適正な数値であること、また、ニセコ町環境基本条例、あるいはニセコ町水道水源保護条例、ニセコ町地下水保全条例を含め配慮するというをお願いし、求めてきているところであります。

次に3点目の質問にお答えをいたします。個人住宅や別荘以外の延べ面積1,000㎡未満の開発に対しても、住民説明会を開催すべきとのことですが、他の自治体の事例を見ると、大規模として1,000㎡以上と定めているところが多く、過度な規制というのは財産権の侵害になるという恐れもあることから、現状の延べ面積での規制が妥当であるというふうに考えているところでございます。最後に4点目の質問でございますが、準都市計画区域以内では最低敷地面積や建ぺい率の見直しについてということでございますが、区域内にはホテル・ペンション・別荘・住宅・農地など、様々な用途による建築物が建ち並んでいるため、用途ごとに区域を分けることは非常に難しいと考えております。これらの準都市計画の当初においても、所有する土地面積が大きいところから小さいところまで多様にありまして、財産権の侵害にならない最大公約数として現在の基準が規定されたものと承知をしております、見直しについてはこうした調整が可能かの検討が必要であると考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 事業者がニセコ町の景観条例なり景観地区の規制について、ホームページ等、あるいは担当者からの説明で理解がされているのではないかというご答弁ですが、最近の地元説明会、私も時間を許すかぎり出席させていただいています。そういう事例をいろいろ見てきますと、必ずしも例えば景観条例の定め、結構細かく書いてあるんですけども、そういったことにきちっと理解がいてないケースが多々あるというふうに思います。例えば1番単純な例で、6方向からの合成シミュレーションですね、そういう図をつけるというようなことについても、全くそれに沿ってないケースもあります。そして、いろいろ細かいことがたくさん、基準とかですね、要するに条例以外のプラスの規則のところとか、それに審査に関わる条件だとか結構細かく規制されているんですね。それ全て100%理解っていうのはないかもしれませんが、1番肝となるのは先ほどお話があったように、景観条例については数値で規制するのではなくて、合意形成を重視するんですよというところが私たちもそう思います。住民側もそれが非常に大事な条例の根幹にあるというふうに考えているのですが、事業者の方々の中にはやはりいろいろ住民要求を出していくと、最後はこれは法令を遵守していますと、法律をきちっと守っておりますとというところで、逃げ切るというか、済まそうとする傾向が非常に強いんです。ですから、地域住民と説明会を通じて合意形成を図っていくことが、一番肝心ということがまだ理解されてないと私は思っています。

町長は先ほどおっしゃったように理解されているのではないかということですが、私は1番肝心なその地域住民の様々な要望、全て取り入れるのは難しいかもしれませんが、ただ姿勢として合意形成を図るんだということが抜けているケースが、ただ見受けられます。これは私だけじゃなくて、参加した住民の方たちの共通の思いでもあります。ですから今後、住民説明があった後に、事業者からその報告文書が出ます。それを縦覧するということになっているのですが、その縦覧場所も事業者の事務所だったりするケースがあるんですね。その示し方の問題だとか、あるいは町として積極的に参加住民からも意見を聞く、そういう報告を住民からも求めるとか、改善が必要ではないかと思っております。まずその点について再答弁お願いしたいと思います。事業者に決して、十分理解されてないのではないかという私の認識に対してどう思われるか、ご答弁いただきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 私はまだ2か月程度しか経っていないので状況をちょっと把握し

てない部分がございますが、これからいろいろ勉強していきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

今おっしゃったように事業者のほうで理解してない部分もあるのではないかという部分については、私たち担当のほうもこれからしっかりとその辺は指導していきたいと思っております。あと細かい基準、それぞれいろいろ定めておりますが、法的な部分で規制がない部分とか多々ある中、私たちが承知していますので、今後そのルールについては今担当者もいろいろと勉強会を開いているというところもあるので、そんなことも踏まえて総合的に勉強して行って、変えられるものがあるば変えていったり、そういう検討はしていきたいと思っております。

ただ権利制限というのはやはりいろいろあるものですから、単純になかなか明快に数値を決めたりしてしまうと、先ほど言ったように合意形成っていう部分がなくなってしまう。それもまた何でもかんでも、ルール以外はできるのかということにもなってしまうので、その辺は今後慎重に対応していきたくと担当としても思っておりますのでご理解をお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今課題といいますか、そういうもので持っていて、住民、地域の利害関係者ですね、実際にそれで生活圏がどうなるかとか、そういう皆さんが話し合いの中で、事業者さんとの合意形成をできるだけしていただいて、事業者さんも歩み寄れるところ寄れないところがたくさんあると思います。けど、ここはやっぱりそうだよねっていうことのコミュニケーションをとって、みんなで一つのものをつくっていく過程が非常に私は重要ではないかと思っております、そのことは各地で今行われているというように思っています。

ただ、その住民の皆さんと事業者さんとの話し合いに、行政が立ち入って何かをするというのはできるだけやめようということにはしています。それをやっちゃうと住民の皆さんではなくて、結局行政と事業者の話になってしまうので、それであってはニセコ町の景観条例の本質が崩れてしまうということでもありますので、我々はこれまでも住民説明会ありましたと報告あります。ただそれはうちの職員もほとんど参加していますので、全く一方的な説明で、失礼ながら聞く耳を持っていないような状況があれば、また再度の説明あるいは質問に答えていないことがあればやっくださいということで、2度、3度やっている住民説明会もございます。

しかし、最終的には法律行為でありますので、法律の手續に沿って、そして何より住民、身近な皆さんが例えば自治会であるとか、あるいは管理組合であるとか、そういうところの合意形成をもって、町は景観条例であればこれはいいですねっていう判断をするということになっています。ただ一方で、規制がある準都市計画につきましても、その準都市計画自体は法律です、法律行為を景観条例では逆に規制ができませんので、準都市計画に沿ってやっているものは要望としてはあげますけれど、法律手續がすべて終わっているものを、町として準都市計画について何かを待ったをかけることは基本的にできません。だからその規制をすることのいい悪いといいますか、規制をすることが逆になかなか苦しい立場になるっていうことも一方であるわけでもあります。

そういったことがあるから、ニセコ町は景観条例を取りあえず全町に敷くということで、準都市計画上はOKでも、景観条例上はちょっとどうなのっていうのは当然出てくる可能性はあります。ただ、法律行為が優先でありますので、それを例えば侵害するとなると、今度は当然裁判の争いにはなるかと思いますが、損害賠償という義務が出てきます。事業者さんなり、個人の財産権を、法律に基づかないで侵害する、場合によってはそのことを誹謗中傷すれば名誉毀損という問題も当然

出てきます。その辺の開発については多面的な側面ありますので、その辺十分配慮しながら我々も進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） いつかはやはり課題があるんだと思っています。最近の案件の特徴で共通しているなと思いますのは、外国資本の方が非常に多くなってきています。それで、その出資者、事業者がまずいます。それを受けて日本での法人ができて、そこがニセコ町なりにその開発案件の説明に来ます。そういった企業を見ますと、この2、3年の間に設立されたり、宅建などの資格を取っているという会社が目につきます。そういう方の説明を聞いていくと、例えば準都市計画の中ではぎりぎりの最低面積100坪。そして建ぺい率50%を守っています。それが問題なのか、問題ないのかというと、もう明らかな問題なんですよ。それは何て言いますかね、感覚的にもそうなんですよけれども、例えば札幌市に郊外住宅を建てるというのと全く変わらないような、一気に30数棟同じタイプのものを並べてつくるということを宣伝しているんです。しかも宣伝をしているのは国内じゃなくて、その資本を出している本国でもう予約をできるかのようにして販売、実際販売しちゃいけないんですけども、そういう行為が見受けられます。そして、いろいろこういう除雪の問題があるでしょうか、景観の問題があるでしょうかと言っても、先ほど言ったように準都市計画の基準を守っていますよということであったり、あるいは除雪の問題は管理会社がちゃんとやってくれますよとか、そういう話になっちゃうんです。

今、大きな問題になるのはやはり規模の問題なんですよ。先ほど準都市をつくる過程で、折り合いが合った決着の地点が最低100坪で、建ぺい率50%ということではありますが、私が先ほど提起したのは、その準都市計画の中で、やっぱり細かく条件をつけるべきだと思うんです。例えば農家の方がその苗を立てるとか、そういう問題、あるいは個々の市民が町民が別荘を建てる。それは1戸ですよ。1戸1件。だけでも、ここで今問題になってきているのは、大規模に、例えば1万㎡とかですよ、そういうところに30戸建てるという明らかに使い方もですよ、それは事業で使うわけですよ。しかもそれは販売しちゃうんです。販売して、その方がずっと住むんじゃないで、所有してる方がこちらに来たときはそこに住むかもしれません。住むっていうか宿泊するかもしれませんが、そのほかは貸すんですよ。貸し別荘になっちゃうわけですよ。そういう形態のものっていうふうに明らかに分かるものについては、私は準都市計画の今の規制をより厳しくすべきだと思うんです。それは僕は可能だと思うんですよ。全部の準都市の全ての案件っていうのではなくて、条件をいくつか分けて、こういった案件についてはこういう規制を適用しますというふうに細かく分けられればいいと思っています。

それから先ほど景観条例の延べ床面積1,000㎡の問題がありましたけれども、例えばですよ1000㎡以下であってもアパートのつくり方によっては数十名の方がそこに暮らすと。あるいは観光施設として、外からお客さんをお呼びしてそこに宿泊してもらおうと。私の知っている案件では、その宿泊の中にグランピングも組み込んでいて、やはり近隣の方から夜中の音、騒音だとかいうことについて苦情が出たわけです。そのグランピングはそこから別の場所に移ってしまいましたけれども、建物はまだ建っています。ですから、物件についてそこに暮らすとか、そこで小さな商店をやるとかというのとは違うんです。そういう状況が増えてきているのをきちっと押さえていただいて、それに見合った数値の規制を検討するというのが私は必要な時期にもう来ているというふうに思っています。ですからその辺について、再度今後の可能性、町としての姿勢について、再度お聞きした

いと思います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 私も当時、準都市計画策定のときに携わった者としてお話しいた部分がございます。そもそも準都市計画つくったときの最低敷地面積とか、建ぺい率・容積率もそうなんですけれども、まず今ある現状を調査することから始まり、全部で1,206ヘクタールの部分の区域設定を当時しまして、様々な当時の背景がありました。その中で最低限守らなければいけない部分、権利ですね、そういう部分もあったもんですから、いろいろと当時調査して、また北海道からの助けもいただきながら、いろいろな現状の中で建ぺい率50、最低敷地330㎡、100坪という設定をさせていただいて今に至っているということをご承知をしていただきたいと思います。その中でも当時開発事業者であったり、またその住んでいる地権者から、説明会をかなりの回数でやった中で、相当の議論があり、お叱りも受けながら今に至っており、当時大変だったなということが思い浮かびます。そのくらい権利制限というものは先ほど町長も説明したとおり、大変厳しいものであるというふうに私も感じております。今後、いろんな意味で見直しも必要ではないかとか、また現状がこういうふうになっているというのは私も承知しておりますので、その辺はいろいろご意見も聞きながら、これから進めたいと思います。

ただ、今回のこの準都市計画については、町独自が決める物件ではなくて、認定権者が北海道になっておりまして、その中にも北海道の都市計画審議会できちっと揉まれて、その内容が満たされないと結局認定もされないということ、そして現状がきちっとした調査をして、もまれ不適格建築物がないかどうか、その辺もしっかりと踏まえたうえで内容を決めないといけないということもあるので、なかなか慎重な部分もあるということもご理解いただきたいと思います。

それと先ほど言った1,000㎡未満の部分についても、確かにおっしゃるとおり1,000㎡を超えるものといったら、例えば望羊団地ですね、1棟1,200㎡くらいあります。今おっしゃっているように1,000㎡未満ぐらいになると、1棟8戸ぐらいのアパートになるんですけれども、それを切るぐらいになると、かなりのアパート開発の協議を要するような案件もたくさん出てくるのかなという部分では、ちょっと町としても今後慎重に考えなければいけないなと思っておりますので、その辺についてはいろいろご理解いただきたいと思いますと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今黒瀧課長から説明させていただきましたが、準都市の中でも例えば農家が住宅や倉庫を建てたりするのは日常的にあるので、それは除外できないかということも当然議論があって、関係機関との調整をして、それは一切できません。差別取扱い的な規定は認められないということでありまして、民法上の財産権の規定からいっても、その使う目的がこれだからいいとか、あるいは住所がある町民だったらいけど他は駄目ということは、これは全て差別取扱いになって財産権の侵害になりますので、お気持ちは高木議員がおっしゃるとおり私も同じような考えを持っておりますけれど、法律行為としては相当難しいことで、逆にその規定によっては当然損害賠償の話になってきますので、ハードルは高いと思います。

国自体が今外資の導入を促進するというのは、国会の場でも言うておられるような状況で、社会情勢としても相当厳しいのではないかなと思います。その中でニセコ町の各種条例というのは、相当抑止効果を発揮していると私は評価しておりますので、現状のものをきちっと守りながら、環境を守っていきたいと考えているところであります。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） この際議事の都合により、午後1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時15分

再開 午後 1時10分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続き、高木直良君、発言を許します。

○8番（高木直良君） 町民へのコロナ経済対策とワクチン接種の加速について。

新型コロナウイルス感染拡大は依然として続き、変異株（特にデルタ株）による新たな感染の脅威やリバウンドの心配も出ています。非常事態宣言が蔓延防止措置などによるこの間の人流抑制、経済活動の長期にわたる抑制を余儀なくされ、ニセコ町においても生活や生業への影響が続いています。

(1) 昨年に引き続き、町民の暮らし、営業、事業（観光や農業など）への影響に対する町独自の支援政策が必要と思いますが、いかがでしょうか。

(2) 65歳以上を対象としたワクチン接種予約が始まっていますが、今後の接種の進展、16歳以上全体の完了の見通しがあればお示しいただきたいと思います。

(3) 町長は近隣町村との連携によるスピードアップについて発言をされておりますが、想定している方法とその可能性についてお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 高木議員おっしゃるとおり、飲食町内の経済状況はコロナ禍が引き続き続いている中であって、大変厳しい状況に置かれていると考えております。そこで、今定例会で提案の補正予算においては、経済対策の一環として町内でも多くの雇用を支える温泉施設及びゴルフ場が、今後も施設の維持・継続をいただけることに期待をし、その一助となるよう観光施設持続化支援給付金事業を計上させていただいているところでございます。また、アフターコロナを見据え、町内事業者のエネルギーコスト削減など、施設の運用改善のための支援や、延期になった中学校の修学旅行の補助など、町独自の支援策として計上させていただいたところでございます。加えて今回の緊急事態に関しましては、国や北海道などの事業者の方々への支援メニューも、昨年と比較すると拡充されてきているところでございまして、商工会や観光協会と連携をしながら、引き続きこれら情報の発信をしてまいりたいと考えております。今後の経済対策につきましては、コロナ対策の財源である国からの地方創生臨時交付金が、今年度は昨年の約3分の1と大幅に縮小されており、この限られた財源の中で、感染予防なども含めて実施していかなければなりません。今後必要な事業などを総合的に精査し、実施すべき事業やタイミングなど、熟度を高めて予算提案をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に2つ目の質問であります。65歳以上の方については、7月末までに接種希望者全員の2回目接種の完了を予定しております。また、64歳以下の方につきましては、8月中旬に2回目の接種が完了する集団接種を予定しております。計画では対象者の9割の方が8月上旬に1回目、8月下旬に2回目と、数日間で一斉に接種する予定としております。これまでニセコ医院・後志総合振興局・倶知安保健所・羊蹄医師会のご協力を得て、医師や看護師の調整、会場設営、運営などについて具体的な協議を進めているところであります。

最後に3つ目の質問についてであります。近隣町村との連携につきましては羊蹄山麓の各町村で、シミックホールディングスとの包括連携協定を活用し、専門的な知見に基づくアドバイスをいただき、町村間での情報交換を行って、これまで円滑な接種につなげてきたところでございます。現在64歳以下の町村をまたぐ教職員などの接種については、実際に職場や学校のある町村で接種を行えないかなど、7町村の担当課長会議において、利便性を考慮した接種体制などを検討しているところであり、引き続き連携して対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 経済対策につきましては、今回の補正予算には具体的に書かれており了解しているところであります。それに加えて、今回の行政報告の中に記載されております交付予算7,700万円が確定見込み分ということで記載があります。決定予定は6月という記載でありますけれども、その7,700万円の活用のメニューといいますか、今検討している内容があればお聞きしたいと思います。

また、こういったそれ以外の交付についてどの程度見込まれているか。それから、昨年度国が第三次補正予算で繰越しをして、それが数兆円にのぼる規模だということが報道されておりますけれども、予備費について今後見通しがあるかどうか、この予備費が各地方にコロナ対策として具体的におりてくる可能性があるかどうかについて、もし情報があれば教えていただきたいと思います。

また、対策でありますけれども、昨年行われました、例えばプレミアム商品券のような取組につきましては、行政報告によりますと換金の効果が約1億2,000万円という報告がございます。このプレミアム商品券は販売する事業者と同時に使われるお店、それから町民にとってもそれによるメリットなどがあって、効果が幾つか重なっていく効果の大きいものだと思っておりますけれども、そういった例えばプレミアム商品券を今年度も新たにやる予定があるかどうか、見通しかもしれませんけれども、そのようなことも考えるかどうかについてお尋ねしたいと思います。

それからワクチン接種についてでありますけれども、町民センターにおいて8月にホームページによりますと4日間、4・5・6・7ということで1回目、2回目を25・26・27日という情報が出されております。今のご答弁ですと、これによって16歳以上65歳までは100%終わるという見通しというふうにお聞きしましたけれども、先ほどその体制について、医師会や羊蹄山麓などで協力することによって可能であるかというふうにお聞きしましたが、実際そのようなことが具体的には可能になるのかどうかというのはちょっと不安なところもあります。というのは、近隣の山麓7町村が例えば真狩などのように人口が小さいところは比較的早く進行するという報道もありますけれども、全体が、例えばニセコ町のようにこういう集団接種方式をとっていった場合に、医師や看護師などの打ち手ですよね。あるいはそれを補助する職員、そういったことが本当に回っていくのかどうかという不安もあるんですけれども、今現在ここまで日程を出されたということは、ほぼこれは可能であるというふうを受け取っているのか、あるいはもう少し時間をかけてその打ち手を確保するための努力が必要なものなのかどうか。その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、同時にホームページに載っておりました残余対策、つまり予定どおり1日接種数がいなくて残った場合などについてだと思えます。残余対策の対応、それから、優先についてもちょっと触れたいと思います。その例示として挙げられておりますのは廃棄物処理事業者、社会福祉協議会職員、保健福祉課接種業務担当者、それから町民生活課窓口対応職員、幼児センター教諭など

と書かれておりますが、私がちょっと疑問なのは、この中に例えば学校の先生、児童・生徒等と関わりを持つ先生が含まれておりません。それから私は、特定多数のお客さんなどを相手にすることを考えますと、例えばコンビニですとか商店における店員と言いますか、販売業務に携わってる方などもこういった対象に入れてもいいのではないかと思いますけれども、それについてご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） まず、今後の経済対策に関しましては、道のほうには要望額としてプレミアムの可能性について既に申請をしております。実際にどの程度のどの規模でっていうのはこれから検討したいというふうに考えております。ただプレミアムに関しましては、何て言いますかね、お金のある人はそれなりの枠、めいっぱい買えますが、そうでない方は大変苦しい状況にありますので、町民の皆さんの暮らしという面でいけば、一定程度の商品券を全員にとというほうが、プレミアムよりは町民に関しては価値があると私は思っております。ただ観光客にとりましては、来ることによって様々な施設利用だったり、食事に使えますので、そういうインセンティブがありますので、それらを少し見極めて、制度設計の上議会提案させていただきたいと考えております。

現在まだ内々の打合せ状況であります。やはり子育て支援と言いますか、出生者への支援、昨年はお1人5万円とやらせていただきましたが、こういった出生に関して小さいお子さんを育てるには相当やっぱりご負担がかかりますので、そこは支援を考えたいと考えておまして、商工会や観光協会の意見なんかも聞きながら進めてまいりたいと思います。ただ基本的にはこの新年度においての経済対策はほとんど都道府県に大きなお金がいておまして、各自治体には大きなお金が来ていないという実態がありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから3番目のご質問の予備費につきましては、特に基礎自治体、私どものところに来てお金というのではないと思ひます。

4点目もプレミアムで先ほど答えた内容でありますので、進捗状況に応じてまたご報告させていただきます。協議させていただきたいと思ひます。

あとワクチン接種の最新情報につきましては、ある程度確定して見えてきていることも多くありますので、担当の桜井課長のほうからご報告させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） まず8月のこの集団接種におきましては、100%ではなく対象者、いわゆる16歳以上64歳以下の人口の9割ぐらいが接種できるだけのキャパ、ワクチンの量などを確保する予定としております。ただ、実際に接種できない方、また、接種を希望しない方もいらっしゃると思ひますので、大体この9割はもうほぼ接種希望者のかなえるだけの量があるというふうにとらえてございます。

それと医師並びに看護師などの人員体制はどうなのかというご質問だったと思うのですが、このたびあくまでもニセコ医院の河合先生を中心として、山麓の羊蹄医師会のほうにこういった日程で集団接種を行いたいけれどもご協力いただけないでしょうかというご案内を、振興局並びに保健所のほうから医師会のほうに通知を出させていただきまして、お引受けできるということで数名の先生からお返事をいただいております。具体的な日程等はさらに詰める必要がございますが、今現在この集団接種において、ニセコ医院の先生を中心とした数名の先生、それから看護師によって、この集団接種が可能であると考えているところでございます。

あと残ったワクチン、これ当日キャンセルという意味でのご質問かと思うのですが、今回の場合4日間連続して接種を行うということで、ニセコにはファイザー製のマイナス75度で凍らしたワクチンしかないのですけれども、これを解凍しただけであれば今のルールでいうと1か月間もつことになってございます。なので、初日に初日の予約分を全部希釈まではせず、ある程度の数を解凍することによって、その日の余分が出ないような対応をしていくというような対策を講じてございます。4日目、最終日にはもしかしたらワクチンの残が出る可能性はあるんですけれども、今のところそういうことがないようにこの4日間トータルでの調整の方法があるということで、ニセコ医院ともお話をさせてもらっているところでございます。

それと優先の中で学校の先生あるいはコンビニの店員さんが含まれていないというところで、優先についてはあくまでも優先順位になると思いますので、全ての方に即座に接種できれば1番いいのは間違いありませんけれども、その中でも優先順位をつけるということで、先ほど議員のほうからもありました保健福祉課の職員であれば、接種業務、接種会場に従事する職員については優先的に接種するべきであるという国の指針に基づいて、保健福祉課の実際に会場にいる職員は接種をしていると。これは医療従事者と同じような扱いになるかと思うんですけれども、そういったところで順位を決めさせていただいているというところで、その順位の中に今現在は学校の先生、あるいはコンビニの店員さんが入っていないということです。また、現状でぜひ優先的にというようなところもないような状況でしたので、今後そのような必要があれば必要に応じた対応をさらに検討していくということも考えられますが、まず今は8月の一気にできる集団接種の中で、一気に実施できるような準備を第1に作業を進めているというところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 経済対策につきましてはいろいろご検討されているということで、先ほど例示していただいた商品券とか、あるいは子育て中の方に対する対策とか、そういうものを検討されているということです。ぜひその具体化についてお願いしたいと思っております。

ワクチン接種について、先ほどのお話と今の課長のお話も含めて、9割程度がこの8月の4日間、第1回目、2回目を入れると8日間で90%進むということです。かなりのスピードだと思います。それで一つだけ、お尋ねしたいのですが、それぞれ4日間の時間体がいわゆる昼間、午前中と午後ということですが、中には勤務の関係で夜間やってくれればありがたいというようなことがあるのではないかと思います。ニュースを見ていると夜間を設けることによって、非常に働いている現役の方たちが助かったという報道がありまして、もし可能であればそういった時間帯もどこかで設けるとか、そういう工夫もぜひお願いしたいと思いますので、総合的に是非こういう方向で進められますように手を打っていただきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 夜にぜひ実施してはどうかというところで、このワクチン接種を打つという業務を長時間やることについては、ニセコ医院さんともいろいろとご協議をさせていただいている中で、やはりその打ち手の問題、あるいはそのワクチンの性質、先ほども言った1回希釈してしまうと6時間しかもたない等、いろいろな条件がある中で、なかなか長時間にわたっての接種業務というのが厳しいのかなと。それに加えてこのワクチン接種については、ある意味、緊急事態かなと。そこら辺をぜひ町内の事業者の方にもご協力いただいて、平日あるいは土曜日でもいいんですけれども、仕事の時間内であっても接種を受けられるような、そういった体制をとってい

ただきたいなという希望を込めて、今回いろいろな事業者などに向けて接種時間の予定日ですとか、あるいはそういった調整をしていただきたいというような周知は既に行っているところでございます。その辺も含めて今後良い方向になればいいなというふうに思っております。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今の医師の方、それから看護師の方含めて、うちの保健師もそうでありますが、各それぞれの所管の献身的な努力もあって、何とか8月中に集団接種をできる方向で動いております。テレビのニュースなんか見ていると、会場設けて人数さえいれば、なんとなくばんばんといくんではないかというような画像が流れておりますが、副反応が出た場合の体制でありますとか、実は内部のほうでは相当いろんな議論や、当然消防との救急車の連携ですとか、受入れ先の問題とか、かなりいろいろな調整をしながら現在進めておりまして、現在のところ考えている8月の集団接種というのが、ニセコ町としては現状では精いっぱいに対応かなと思っております。まずは今予定していることがとにかく円滑にできるように、各先生方とも調整をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これにて一般質問を終わります。

◎日程第4 陳情第1号から日程第7 発議第3号

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、陳情第1号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情の件から、日程第7、発議第3号 生理用品を課税対象外にすることを求める意見書案の件までを一括議題とします。

陳情第1号及び発議第3号に関し、委員長の報告を求めます。

篠原総務常任委員長。

○総務常任委員長（篠原正男君） 日程第4、陳情第1号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情の件につきましては、去る6月15日の本会議において当委員会に付託されました。同日、全委員出席のもと、総務常任委員会を開催し、慎重審議した結果、その願意・趣旨を妥当と認め、別紙報告書のとおり採択すべきものと決しましたので報告いたします。

よろしくご審議をお願いします。

次に、日程第7、発議第3号 生理用品を課税対象外にすることを求める意見書案につきましては、去る6月15日の本定例会において当委員会に付託されております。6月15日、総務常任委員会を開催し、全委員出席のもと慎重審議した結果、意見書案の趣旨につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による雇用状況の悪化から生理の貧困を訴え、課税対象外とすべきとの要望となっておりますが、いわゆる生理というものに着眼し、現下のすう勢において課税対象外を求めるのではなく、貧困者のみならず全ての女性を対象とする支援策が今求められており、真に困っている方たちに届く政策を求めるべきとの意見にまとまりました。よって、本意見書案は否決すべきものと決しましたので報告いたします。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 続いて、発議第1号及び発議第2号に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。

木下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 発議第1号 化石燃料も原発も使わない、持続可能な再生

エネルギー100%のエネルギー政策を求める意見書案及び発議第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案は、6月15日、全委員出席のもと産業建設常任委員会を開催し、慎重審議しましたので、結果を報告します。

発議第1号 化石燃料も原発も使わない、持続可能な再生エネルギー100%のエネルギー政策を求める意見書につきましては、去る3月定例会にて本委員会に付託されました。各委員が見識を深めるため時間をかけ、6月15日、産業建設常任委員会を開催し審議を行いました。各委員から様々な意見が出され、議論をいたしました。その一部としましては、要望書に書かれていることは、ニセコ町においても方針が決定されていない部分があることから、町で決定していないことを国などの関係機関に要望することはどうなのか、妥当なのかですとか、修正して提出すべきですとか、提出された意見書をそのまま審議すべきであり修正などはすべきではない、あるいは、要望内容が実現可能なのかという疑問があるなどの意見が出されました。これら議論を尽くした中で、当委員会は本人の意見書案の文言自体を尊重し判断することとし、町の方針が未決定な部分もあること、現状に沿わない部分もあることから、本意見書案については否決することと決しました。

次に、発議第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件は、願意を妥当と認め、可決すべきものと決しました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 報告が終わりました。

これより陳情第1号 2022年度地方体制の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより陳情第1号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情の件を採決します。

本件は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより発議第1号 化石燃料も原発も使わない、持続可能な再生エネルギー100%のエネルギー政策を求める意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

齊藤議員。

○5番(齊藤うめ子君) 発議1号の化石燃料も原発も使わない、持続可能な再生エネルギー100%のエネルギー政策を求める意見書案について、委員会にここにありますように、意見の中でですね、提出者の主張や要望内容には、町の方針が未決定な部分や現状にそぐわない記載があるなど、このまま国や関係機関に意見書を提出するのは不適切であるとしていますが、具体的にどういうことが説明していただきたいと思います。

また、仮に町の方針が未決定であっても、議会が独自に国などに要望を出すことになんの不都合もないと思います。町の方針を出していないことについて、議会が要望を出せないというのであれば、議会すなわち町民の自治が否定されているようなものだと思います。現状にそぐわない記載とは具体的に何か、それゆえに議会の独自判断と要請ができないという理由を説明していただきたいと思います。

○議長(猪狩一郎君) 木下委員長。

○産業建設常任委員長(木下裕三君) 齊藤議員からのご質問ですが、例えば意見書案の中で1.5℃の目標達成には再生エネルギーを100%にする必要があるというふうなこともあります。これはパリ協定に関しての話ですね。しかし、これは国もニセコ町も100%とは言い切っておりません。また、要望①、②、③とございますが、まず①の要望、2030年までに全ての石炭火力発電所を廃止すること、それと③の原子力発電所の稼働と再稼働を中止すること、このことについてはそうした方針は出しておりません。②の2030年までに再生エネルギー比率50%以上を目指すこと、これは町としても目標値を設定しておりません。ちなみにいろんなところで再生エネルギーとありますが、これ再生可能エネルギーの間違いじゃないかなと思っております。

あと2点目のご質問ですが、ただニセコ町として方向性を示してないものを、議会の中でも委員会の中でもいろいろと話はもちろんありましたけれども、国、道を飛び越して独自にそれを国に要望として出すというのは、これはいかがなものかという意見にまとまり、このような結論になりました。

以上です。

○議長(猪狩一郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了します。

(「議長」の声あり)

木下委員長。

○産業建設常任委員長(木下裕三君) まちづくり基本条例第20条第2項に基づいて、齊藤議員へ私のほうから質問させていただきたいと思いますが、議長よろしいでしょうか。

○議長(猪狩一郎君) どうぞ。

○産業建設常任委員長(木下裕三君) 今回いただいた意見書に関して、その趣旨自体は正直言って一部理解するものはございます。ただちょっと極端な部分というのも非常にあったので、その点について齊藤議員にお伺いしたいと思っております。

この要望の①、2030年までに全ての石炭火力発電所を廃止することとございますけれども、これどういった根拠をもとに、こういったものが出てきたのかと。それをお知らせいただきたい。多分そういったスケジュール、ロードマップっていうのはあろうかと思うんですけれども、これ2030年

といたつたらもう 9 年後です。これどういったロードマップをもとにして、この 30 年に向けてなのかというのをぜひ教えていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5 番（齊藤うめ子君） これはご存じだと思いますけれども、パリ協定の中で 2030 年までにこういう CO₂ 削減の方針が決まっています。これに対して日本はそれに到底そぐわない、そこまでいかない方針で出しています。これに対して日本政府に 2030 年までにこの石炭火力発電を廃止することを求める意見書なんです。それで、海外、先進国においては既に石炭火力の全廃を達成している国もありますし、それからきちっと目標を立てています。ところが、日本政府はそこを明確にはしておりません。これは、2030 年までにこの石炭火力を全廃しなければ、目標の CO₂ 削減には到底届かないということは、専門家の間でも議論されているところです。それに基づいて、要望の中で 2030 年までに全ての石炭火力発電を停止することということでこの意見書を出しました。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 木下委員長。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 質問の回答が一つ抜けていると思うのですが、どのようなロードマップで 2030 年までに進めるのかということをお知らせください。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5 番（齊藤うめ子君） 現在、日本政府はですね、エネルギーの割合を 2030 年までに火力発電では 56% ですか。それから石炭火力の割合で発電するというのを打ち出しています。これでは到底 CO₂ 削減を実現する、2030 年までに日本政府 46% でしたか、2030 年までに、それには到底及ばないということは、専門家の中でも、また議論・研究している人たちの中でも言われています。ですから、そこに向かって日本政府が努力をしていかなければ、全廃する方向でいかなければ、実現はできない。繰り返しますけれども、実際に先進国ではそれに向けて、きちっとそれこそロードマップを決めてやっています。でも日本はそれをやっておられません。そしてまた、原発の問題もエネルギーの中で 20 から 22% ですか。そして再生可能エネルギー、再生エネルギーも再生可能エネルギーも間違っているんじゃないですかって言ったんですけれども、これ両方間違っているわけじゃなくて、それから自然エネルギーという言葉も使われています。再生可能エネルギーの量が 22 から 24% という目標を掲げています。これでは到底目標には達することは不可能であって、それは G7 の中でも批判されているところなんです。ですから、これに対して日本政府は、その目標を、もう 9 年しかありませんけれども、そこに向けて努力をしてくださいという、そういう意見書です。

○議長（猪狩一郎君） よろしいですか。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

高木議員。

○8 番（高木直良君） 私は先ほど委員長からの経過説明の中にありましたように、齊藤議員の原文について一部、修正をして採択してはどうかという意見を申し上げました。しかし、修正ではなくてやはり原文そのものの採択か不採択かというのが本来であるというご意見が多数で、修正はしないということになりました。ただ私は修正という意見も持ちつつも、この原案の趣旨といいますかね、政府にもうちちょっと努力をしてスピードを速めて、2050 年までには実質ゼロ宣言というのは菅政権も言っています。ですから、2030 年に向けての努力という点では、ここに書かれている 3 項

目について努力を促すという点では、賛成をしたいと思っております。

ただ、政府は2030年の目標を出しておりますけれども、この中では石炭火力については26%残す、残すといいますか、ほぼ現在と変わらない比率なんですね。菅政権は昨年でありますけれども、石炭火力発電のうち稼働しているのは100数十基ありますけれども、そのうち旧式のエネルギー効率が非常に悪いCO₂を結構出す古い発電所については、100基程度は2030年までに廃止をするという目標を出しております。一方、高効率の石炭をガス化して燃やす火力発電については、環境上かなりいいものであると。あるいは、この技術を海外にも移転したいという取組をしているということも含めてですね、26基は2030年も残すというのが政府の方針であります。また、原発についても、20数%電力として残していくということなどが書かれております。一方で再生可能エネルギーにつきましては、現状の比率とほぼ変わらない比率で22%ということになっていて22から24と。これはやはり政府がですね、COP18などいろいろなところで求められている、外国からも批判を受けている、ちょっと消極的なあれではないかということが、私はやはりもっとCO₂削減に努力をすべきっていう点では私はこの発議に対しては賛成だという意見なんですね。

私ももう一つ、すごく重要だと思っておりますのは、この意見書の中にはないんですけども、政府の努力不足と、あるいは逆行しているなと思う政策の中に容量市場っていうのはあります。これは再生可能エネルギーを目指して、新会社を設立している新電力の多数の小規模な会社がたくさんあるんですが、その会社にとっては非常に不利な制度なんです。つまり再生可能エネルギー全体としては、世界全体では安く生産できるにも関わらず、実際に販売するときはこの容量市場を通じて値段を決めていくということになって、これが非常に新規の新興の小さな会社にとっては非常に不利になるということが、いろいろ消費者団体からも苦情が出ていますし、それから河野洋平氏がやっている規制改革委員会の間でも、これは逆行しているということで、反対意見が12月に公表されているんです。

そういったことからいって、やはり再生可能エネルギーを最大限やるための努力っていうのは、今の政府はちょっと不足しているという思いで、修正したいっていうことを申し上げたんですが、否決という委員会の結論になったので、今回私は本会議としては報告に対する反対ということで意見を述べさせていただきました。

○議長（猪狩一郎君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

青羽議員。

○9番（青羽雄士君） ただいま高木議員から反対の意見がありましたけれども、やはりこの意見書というのは提出した議員の責任と資質、そういったものの重要な案件だと思っております。ですから、議会で修正すればいいんだとか、そういったことではなく、やはり趣意を理解できるところはありますけれども、やはり意見書としてきっちりと扱わなければならないんじゃないかなという思いから、委員長の発言に賛成します。

○議長（猪狩一郎君） 次に、反対討論はありませんか。

斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 日本は自然エネルギー資源が豊富であり、専門家たちは100%達成は可能であるとしています。これはあちこちの専門家から聞いております。それにもかかわらず、政府は2030年までに火力、これは石炭・石油・天然ガス発電の割合を56%、原発20から22%、再生可能エネルギー22から24%を目標としています。政府は、高効率な大規模石炭火力発電所の新設を推進し

ており、また原発の再稼働を推進し、原発の新增設や、新型炉の開発を進めています。

なぜ、自然エネルギーが豊富な日本が、化石燃料や原発に依存しようとしているのでしょうか。イギリスでは既に石炭火力の全廃を達成し、もともとエネルギーの供給源のメインだったドイツは、昨年の時点で再生可能エネルギー50%を達成しています。明らかに日本は世界の潮流にあらがうエネルギー政策を推進しようとしています。

ニセコ町民の負託を受けた議員が構成する議会として、町民の声に耳を傾け、その声を国へ届ける使命があると思います。ニセコ町議会は政府のエネルギー政策について、もっと基本的な問題から勉強を重ねた上で全員協議会を開催し、意見を交換し、時間をかけて検討する必要があると思います。たった1度の委員会で、しかも1時間足らずの議員の意見で決定するのは、短絡過ぎるのではないのでしょうか。今回の審査結果を差戻し、継続審査にすることを要求します。気候変動の問題は深刻な問題であり、人類の存亡さえも問われる重大な問題です。ですから、世界中で先進国各国がこうして世界でサミットや何かを開いているわけです。重ねて、今後CO2削減のエネルギー政策については、継続して勉強会を続けることを要望します。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第1号 化石燃料も原発も使わない、持続可能な再生エネルギー100%のエネルギー政策を求める意見書案の件を起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、否決すべきものとするに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり否決すべきものと決しました。

これより発議第2号 林業・木材産業成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案

の件を採決します。

本件は委員長報告のとおり、原案のとおり可決すべきことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、原案のとおり可決すべきものとすることに決しました。

これより、発議第3号 生理用品を課税対象外にすることを求める意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

斉藤議員。

○5 番(斉藤うめ子君) 否決に対する賛成討論です。生理用品を課税対象外にすることを求める意見書案を否決することに対して、賛成する立場から討論を行います。

今期6月議会定例会で、生理用品を課税対象外とすることを求める意見書案を付託された総務常任委員会において、課税対象外とするよりも無償とすべきとの意見にまとまったことは、意見書案を提出した者として、生理用品を課税対象外から無償へと大きく進歩した意見であり、まさに目指すべき目標に向けて一気に飛躍した意見になったことは、驚きであると同時に歓迎すべきものと思っています。この無償とすべきとする意見を総務常任委員会で諮った上で、次回の9月定例会において総務常任委員会委員より、生理用品を無償とすることを求める意見書案として政府に提出することをここにおいて約束していただきたいと思います。よって、この生理用品を課税対象外にすることを求める意見書案が否決されることに賛成します。

以上です。

○議長(猪狩一郎君) まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

(「議長」の声あり)

○議長(猪狩一郎君) 篠原委員長。

○総務常任委員長(篠原正男君) ただいまの斉藤議員の発言の中に、事実と大きく異なる点がありましたので、私の委員長という立場からご説明いたします。斉藤議員はこののち、総務常任委員

会が生理用品等の無償配布に関する要望書を提出するという事になっているという流れの文脈で賛成討論をいたしておりますが、総務常任委員会として次期9月定例会において発議するという事との審議や結果には至っておりません。その点を十分ご理解いただきたいと思っております。

なお、新たに生理用品を課税対象外ではなくて無償配布を求める意見書があれば、積極的に議論を重ねていきたいと思いますということも申し添えておきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員、よろしいですか。

○5番（斉藤うめ子君） 私が申し上げたのは、決定していただきたいって言ったわけじゃなくて、そういう約束をしていただきたいと思っておりますというふうに申し上げたので、決定したとかそういう事を申し上げたつもりはありません。あくまでも今、篠原委員長がおっしゃったように、総務常任委員会ですら議論して、そしてそのまとめたものを次回必ずしも次回になるかどうかかわかりませんが、議論を重ねた上で総務常任委員会の決定として意見書案を提出するという方向でいくということでお話をしたと思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原委員長。

○総務常任委員長（篠原正男君） 発言機会をいただきたいと思っております。

先ほど私が説明いたしました内容と、今斉藤議員がおっしゃられた内容とは大きく食い違っております。それは既に議員はご理解いただけたと思っておりますけれども、総務常任委員会として提案もあれば審議は進みますけれども、総務常任委員会として次期定例会において提案をするという流れは一切できておりません。ご理解いただけますでしょうか。総務常任委員会から提案するという事ではなくて、総務常任委員会は議論をする場として、しっかり議論をしていきたいと思いますということをお話している場でありまして、その点を十分間違いのないようお願いをしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員、よろしいですか。

これをもって討論を終了します。

これより、発議第3号 生理用品を課税対象外にすることを求める意見書案の件を起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり、否決すべきものとする事に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり否決すべきものと決しました。

◎日程第8 議案第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第8、議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定についての件を採決します。

お謀りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長(猪狩一郎君) 日程第9、議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長(猪狩一郎君) 日程第10、議案第3号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

浜本議員。

○6番（浜本和彦君） 2点ほど質問させていただきます。

1点目は14ページ、14節地域コミュニティセンター修繕工事。これが170万ほどかかっておりますが、この破損状況、それから原因、今後の対策をお聞きしたいと思います。

それから2点目、18ページ、14節工事請負、堆肥センターについて、昨年ぐらいからかなりいろいろなところが破損して補正で賄ってきておりますけれども、全体的にかなり老朽化しているというのは承知しております。今後もまた何か心配される部分があるのか、総合的に考えなければいけない状況にあるのか伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） 近藤地域コミュニティセンターの破損の状況ですが、支柱11本中の5本と間柱9本中6本の計11本が、ひび割れしたりしている状況であります。原因については今年の冬というか、昨年12月からの大雪による重みによって割れてしまっているということであり、対策として今回あげさせていただいておりますのが、まずその柱、10×10cmの柱なんですけれども、それを10cm×20cmの柱、倍の太さにする工事を行おうと考えております。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 昨年来、混合機・攪拌機・シャッター等々の部分でご提案させていただいて、修繕をさせていただいているところです。今回に関しましての消防施設、雪害ですが、屋根の修繕等々の部分になって、今後考えなきゃいけない部分等の話ですが、攪拌機に関しては前回直したときは、両側の部分のうち片側だけということで、もう一つのほうがいついかにという部分はちょっと私のほうも不安ながら確認しており、見ているところです。あとは、シャッターが残りの3つ、4つ程度ありますが、その部分も経年劣化入ってきていますので、その部分も今後起きるか起きないかというのを想定しながら進めているところです。全体的な見直しという部分で、今後事業を勘案しながら、何か対応できる事業があればそれによって、全面的に直せばいいかなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 浜本議員。

○6番（浜本和彦君） 堆肥センターについては了解しました。

コミュニティセンターについては大雪だったという話ですけれども、私も現場見てきましたが設計ミスなのか、それとも地域の管理不足なのか。大雪はあそこだけじゃなくて、ニセコに長く住んでいると分かると思いますけれど、大体ニセコ町の場合、冬は西ないし北西の風が非常に強いので、あの造り方は溜まるような造り方。それで屋根の勾配、あそこコミュニティセンターだけじゃないと思いますけれど、設計上非常に周りにいろんな制限があるのなら別ですけど、周りが田んぼでも制限はないのに、あの造り方は普通雪をわかっている人、ニセコ町に長く住んでいる人であれば、この造り方はないだろうという造りなんです。ですから、今さら言ってもしょうがないのですが、今後いろいろな建物、もうないかもしれませんが、そういったものを十分考えた上で造ってれば、こんな無駄な、2、30万ならまだしも、何百万のお金が動くというのは非常にもったいない話だと思います。この庁舎を造るとき、私は雪に対しては考えてくれということも随分言いましたけれども、今後はやはり建築物をやるときには、その辺も含めて設計、それから、周りの人たちの意見を聞きながらやっていただきたいと思いますので、その辺の見解どうぞお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） 近藤コミュニティセンターの雪害については、実は副町長からの説明もあったんですけども、平成 24 年にも同じ場所の雪害事故の修繕を行っております。その時は柱を太くしたりする工事はしてなくて、支える部分を少しつけたりなんだりしたぐらいのプラスした工事だったんですけども、今回は柱自体を太くしていくというものであります。設計ミスかどうかというのは、設計屋さんにご意見をいただいた建物ではあるんですけども、今回 2 回目ということと、誰が見てもどっちかという傾斜がなくて雪が落ちない屋根でございます。それとコロナの関係で毎年ですとお正月に近藤地域コミュニティセンターで会合があるんですけども、今回コロナでそういったのがなくて、建物がいつもの年ですと暖まって落ちるといったことがあったんですが、それがなくて特に落ちにくかったということもございます。ということでですね、強度を増し、向上させて今後ないようにしていきたいと思っております。あとですね、保険の対象になると思っておりますので、保険のほうも今申請をあげているところであります。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 今ほど担当の課長からお話がありましたけれども、雪対策については、浜本議員のおっしゃるとおりでございます。今後の部分についてはよくよくニセコの気候条件等々を加味した中で、これまでもそういうような検討しながらということやってきたということですが、ニセコの条件というものを加味しながら進めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑ありませんか。

齊藤議員。

○5 番（齊藤うめ子君） 14 ページの 11 目 12 節閉庁時電話対応業務委託料の件についてと、もうひとつ 17 目 2 節の会計年度任用職員について 2 件を伺います。説明は受けたんですけども、私の聞き落としとか理解できなかったことがあるかと思っておりますので、再度質問することにすいません、お許しください。

まず 1 点目の閉庁時電話対応業務委託料というのがあるんですけども、これ 34 万 7,000 円。この閉庁時というのは当然土日、祝日も含めて、それから夜も入るわけなんですか。この間ですね、この電話対応っていうのはどういう状況で、この庁舎にいて対応するものなのか、またそこまでいなければならないのか、ちょっとその辺のところを説明していただきたいと思っております。また、過去においてこういう制度はずっとあったのか、何か新しくついたというふうに聞いたんですけども。それから、私のメモの中では、夜の 6 時から翌日の朝 6 時まで、12 時間ですね、という時間体がちょっとメモにあるんですけど、その辺のところをちょっと説明していただきたいと思っております。

それから 2 点目の 17 目職員給与の件なんですけども、これ有島記念館の館長の報酬のこのようなんですけども、当然有島記念館の館長はフルタイムで任用されたと思うんですけども、このフルタイムからパートタイムに変えられた理由と、その辺のところをちょっと説明していただきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 齊藤議員のご質問の庁舎管理費の委託料の閉庁時電話対応業務委託料、これ月額 3 万 5,000 円の 9 か月分をみて 34 万 7,000 円なんですけれども、通常閉庁時、土日も含

めて、夜間警備というかたちで、旧庁舎のときは夜間警備保安業務というのがありまして、泥棒とかそういうものが入らない保安業務に加えて、電話も受け入れる対応も一括して契約しておりました。その理由は、例えば戸籍は24時間受理しなければいけないので、そういった問合せ等ありますので、対応をしていただくということで、必ず連絡をとれるようなかたちにしなければならぬということで24時間、何らかのかたちで、戸籍の届出ができるようにしておかなきゃいけないということで、一応その対応として必要ではあります。今回、以前旧庁舎ではそういった保安業務と一緒にお願いしていたんですけれども、このたび保安業務のほうが業者が変わりまして、その中でもやっただけなんですけれども、予算は旧庁舎の段階から比べたらかなり高額になったということで、そこは切離してちょっと検討したという経過でございます。そのような経過から今回、夜間の部分の電話受付を職員の中ですらと思ったんですけれども、そんなに多くはないんですけれども、順番にあれするということも、なかなか健康、通常の業務も含めてですね、大変ですので、そこは切替えて、違う事業者さんにこの部分をお願いしているという状況でございます。5月・6月分は既存の予算でやったんですけれども、7月以降は不足するということで今回補正をさせていただいたという経過でございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○町民学習課長（芳賀善範君） 有島記念館の館長の関係でございます。当初はフルタイムでの会計年度任用職員ということで採用予定でしたけれども、その後いろいろ協議した中で、週4日の業務というかたちで水曜日から土曜日が基本の業務というふうになりました。予算上、当初は職員給与費で見ていたのですが、それを22ページのほうに振り替えたということで予算を計上させていただいています。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 最初の閉庁時の電話対応なんですけれども、これは役場に常にどなたかがいるという状態ですか。それとも電話がどちらかに回すというかたちでされるんでしょうか。そういう専門の業者に頼んだということなんですけれども。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 役場には誰もいなくて、電話が転送されるかたちで対応していただくということです。

○5番（斉藤うめ子君） はい、わかりました。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑ありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 私も2点ほど。

ひとつは14ページの23目、12節委託料、省エネ診断支援業務委託料。これご説明あったように、コロナ対策も含めての対応で省エネ化を進めていく、その過程での診断ということでもあります。それで関連でご質問したいんですけれども、こういった省エネ診断については、これは今、既に動いているっていうか、例えばホテルならホテルが稼働している状況の改善ということについての支援だと思います。一方、午前中にも言いましたように、いろいろな開発の案件が来ています。その時点で、例えば相談があったときに、予定しているその施設なり建物について、ニセコ町としては、

CO₂の削減目標というのを抱えているということから、その案件に対する省エネ診断という何かシステムが必要ではないかなと思いますけれども、その辺は事業者任せでいいのか、あるいは何らかの相談を受けますと、あるいは指導してきますよっていうようなシステムが考えられているかどうかをお伺いしたいと思います。

2点目は15ページの18節のワーケーション促進事業ということで、この間の説明ではモデル家族1家族を招待するような、そういうお話だったと思うんですが、これは例えば、そのモデルで来ていただいて試していただくということなんでしょうけれども、これを例えばどのようなかたちで募集をして、選定される予定なのか、これについて補足の説明をしていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 1点目の省エネの事業でございますけれども、想定しているのは、昨年もやらせていただいたんですけれども、現在稼働しているペンションとかホテル、事務所等々10件ほどエントリーしていただいたんですけれども、3件が残念ながらコロナの関係で休業に追い込まれ、7件実施して、大変好評を受けているというような状況でございます。今回それを踏まえて、基本的には昨年と同様のかたちで進めさせていただきたいということと、昨年やった7件が既に終わっているんですけれども、これについてもフォローアップという感じで2、3件ほどやらせていただきたい。そのような計算でこの200万円の予算をみているところでございます。高木さんから言われた現在開発が進んでいる部分についてのCO₂の削減の診断ということは、現段階では想定しておりませんが、ある意味今後必要なものなのかなということもございますので、今後担当部署のほうで検討してまいりたいなというふうに思っています。

それからワーケーションのモデルの事業でございますけれども、これについての選考方法ということの質問だと思います。この事業全体の流れなんですけれども、この事業については株式会社スマイルニセコさんに補助金として出したいということで考えております。中央倉庫群の指定管理者ということで、こちらのほうのテレワークの環境整備も町のほうで進めておまして、そちらのほうで母体となっていただきたいと。協力会社として実は平成元年の11月にテレワークの連携協定を行いました株式会社ワンストップビジネスセンターが東京のほうにございまして、そちらのほうとニセコリゾート観光協会、この2社に協力をしていただきたいなというふうに考えております。それで本題の選考ですけれども、このワンストップビジネスセンターというのは、何ていうんですか、バーチャルオフィスを経営している会社で、今現在1万5,000人の会員が載っております。こちらのほうのホームページを見ていただくと、既にニセコでのテレワーク等々の体験、1か月ぐらい社長さんに中央倉庫を利用していただきまして、そのPR、ニセコはすごくいいところだということで、既にもう出ております。こちらの会員の1万5,000人をターゲットに進めていきたいと思っております。その理由はこの1万5,000人、相当の情報等を発信できる能力があると思っております。その中で応募者の事前募集があると思うんですけれども、その中でもさらにニセコに非常に情報発信いただいて、有効な方を選出していただきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑ありませんか。

小松議員。

○7番（小松弘幸君） 19ページ、18節にぎわいづくり起業家等サポート事業166万9,000円ですが、平成23年から実施されていて、今回は4件の申請があつて2件に補助すると聞いております。

が、新規や業務の拡大など、どういった事業内容なのか、また補助対象にならなかった2件についても伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 齋藤課長。

○商工観光課長（齋藤徹君） 今回2件採択済みで、そしてあとの2件は決定になってないじゃなくて、今ご相談を受けているという状況です。今決定済みの2件については、どちらも宿泊業のようなかたちになります。小規模の宿泊業と飲食を絡めたような事業内容というふうに聞いております。今後予定している案件としては、一つは宿泊業も絡むようなかたちと、あともう一つは清掃業というか工房のようなものと聞いております。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑ありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） 補足資料の3ページから4ページにかけた雪害について、先ほど同僚議員からの質問あった内容と重複するかもしれませんが、何点かお伺いをしたいと思います。先ほど来話題にあがったコミュニティセンターの入り口柱の損壊、堆肥センターや陸上競技場の倉庫などありますけれども、まずお伺いしたいのは施設の管理に関わってですが、いわゆる体育館とか陸上競技場の倉庫などは町独自で自らが管理するという立場にあるのかなと想像されますが、他の施設については、指定管理者制度を導入し、管理委託をしているというふうに認識しております。その際、いわゆる管理状況における管理瑕疵、いわゆる責任がニセコ町なのか、それとも管理委託をしている側にあるのか、どのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課（中川博視君） 堆肥センターの部分のご説明をさせていただきます。ご存じのとおり、ようお願い農協さんのほうに指定管理していただいて運営実施していただいています。その協定の中で、維持修繕費80万以上を超える部分については、町で修繕をかけるというかたちの協定を結んで契約をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） 近藤のコミュニティセンターの件ですが、近藤に限らないんですけれども、地区との協定の中で増改築や災害復旧などの大きな大規模な営繕等は町のほうでみるということで、今回は先ほども浜本議員のお話にもありまして、傾斜がなくてなかなか雪の落ちにくい施設ということで、地区としてその管理瑕疵があったものではないと思ひまして、出させていただきます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原委員。

○1番（篠原正男君） 今伺ったのは、いわゆる事故が起きた後の処理をどちらがやるかという話ではなくて、事故が起きた、いわゆる雪害ですよね、雪害が起きたときに町としてとらなくてはいけないものがあつたのか、いや、そうではなくて管理委託をしているのであるから、委託受託者がその責を負うべきものなのか、そのどちらでしょうかというのを伺ったわけです。その点について再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 今回のこちらの補足資料に載せているものについては、基本的に雪害ということで認められるという可能性のあるものということでございます。これはあくまでも近藤コ

コミュニティセンターにしる、それから堆肥センターにせよ、自治会でありますとか、それから事業者への指定管理ということなんですけれども、基本的には善良な管理をいただいているということでございまして、今回の瑕疵については、瑕疵といいますか、今回については雪害ということで、ニセコ町はこれを町で引取り、雪害での対応の手続きをさせていただいているということでございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 雪害ということに対する定義、町としてはそういう定義をしているんだというふうに思いますけれども、例えば町長のご自宅が今回の大雪の中で屋根が潰れそうになったり、それから壁に穴があきそうになったとき、町長はどうされますか。当然、自分ができないのであれば誰かにお願いして、雪をおろしたり、跳ねたりということをお願いするんじゃないかと。つまり、自分の財産は自分で1回守るという基本的な考えがあるんじゃないかというふうに思うのですが、では、置き換えて、いわゆる近藤コミセン、堆肥センター、陸上競技場の倉庫、もろもろ、普段どのように管理されているんですかと先ほど来聞いても、普段の管理の状況については何もお答えがなく、結果としてどう処理するかだけの話でした。結局、町の財産を執行者たる職員の皆さん方が何も管理してないと同じことにならないかというふうに思うのですが、最後いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 指定管理におきましては、一応善良な管理義務は当然ありまして、その範囲で指定管理者が義務を負うと。その善良な管理を超えたものは、各公共施設を所管している自治体もそういう区分けでこれまでできておりまして、それぞれのコミュニティセンターにおきましては、各自治体、あるいは町内会で善良な管理をいただいているものと私ども思っております。

それから施設管理におきましても、篠原議員おっしゃるとおり、しょっちゅう見て管理する、それは当然じゃないか、おっしゃるとおりだと思います。しかし、やはり諸般の仕事をやる、何をやる、私の家も毎日壁の状況を見ているわけではありませんので、そこは大雪のせいによってそういった被害があれば、当然保険によって対応するということが通常ではないかと思っております。それぞれの持ち場の管理においては、それぞれ例えば風が強いときは見回るとか、道路であれ何であれ職員も自分たちができる範囲は、精いっぱいやっているものと私は認識しておりまして、それらの体制をさらに管理職会議等で周知をし、徹底してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時38分

◎日程第11 議案第4号

○議長(猪狩一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、第4号 令和3年度ニセコ町公共下水道特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号 令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長(猪狩一郎君) 日程第12、議案第5号 請負契約の締結について(町道駅前西3号線歩道整備改良舗装工事)の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) ご説明に入ります前にちょっと訂正をさせていただきたく存じます。

お配りした議案ですが、1ページ目と2ページ目でございます。まず1ページ目の議案第1号、これは誤りでございます、議案第5号でございます。それから2ページ目。こちらも同じく、議

案第1号とあるところを議案第5号と訂正をいただきたく存じます。大変失礼をいたしました。

それでは説明に入らせていただきます。

日程第12、議案第5号 請負契約の締結についてご説明をいたします。

議案の2ページからでございます。議案第5号 請負契約の締結について。(町道駅前西3号線歩道整備改良舗装工事)。

次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。記、1 契約の目的、町道駅前西3号線歩道整備改良舗装工事。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額5,585万8,000円。4 契約の相手方、虻田郡ニセコ町字里見61番地1、牧野工業株式会社、代表取締役 牧野雅之。

令和3年6月22日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件につきましては、町道の歩道整備改良舗装工事といたしまして、ニセコ駅前から駅前のアパート、LEEスペースニセコ駅前付近までの全長260mのうち190m部分の工事を行うというものでございます。当該工事は中央倉庫群の利用者や駅前でのイベント、アパートの利用者などにより、歩行者の増加が見込まれるということから、狭小で老朽化した歩道を整備し、歩行者の安全を図るというものでございます。令和3年4月30日に指名選考委員会を開催をいたしまして審査基準に基づき、工事の規模や必要とされる技術水準から、指名競争参加資格のうち工事实績を考慮して、ニセコ町内の事業者3社を指名をいたしました。令和3年6月16日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が5,150万円。最低額が5,078万円となりまして、牧野工業株式会社に落札したものでございます。なお予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率につきましては95.92%でございます。工事の工期については、議決の後令和4年1月7日までを予定しております。

議案第5号に関する説明は以上でございます。

○議長(猪狩一郎君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第5号 請負契約の締結について町道駅前西三号線歩道整備改良舗装工事の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号 請負契約の締結について(町道駅前西三号線歩道整備改良舗装工事)の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(猪狩一郎君) 日程第13、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。
議会運営委員長よりお手元に配付したとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。
議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。
この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2時44分
再開 午後 2時45分

○議長(猪狩一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長(猪狩一郎君) お諮りします。
先ほど篠原正男議員から意見案第1号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思えます。意見案第1号について、日程に追加し、追加日程第14として議題とすることにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって、意見案第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第14 意見案第1号

○議長(猪狩一郎君) 日程第14、意見案第1号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
篠原正男君。

○1番(篠原正男君) 本件は、議員各位のご理解をいただき採択されました陳情第1号の意見書でございます。私篠原が提出なり、斉藤議員、小松議員、榊原議員、猪狩議員が賛成者となって、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするも

のです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明にかえさせていただきます。

意見案第1号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書。

新型コロナウイルスにより、今地方自治体には多くの行政需要が発生しております。本町でもワクチン接種体制の構築、防止体制の強化、新しい生活様式の変化などを余儀なくされ、あらゆる課題に対して即時の対応が求められています。それと同時に、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあるのが現状です。地方財政につきましては、2021年度の地方財政計画までは、いわゆる骨太方針2018により、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してまいりましたが、2022年度以降の地方財政計画の在り方については示されておらず、新型コロナウイルスへの巨額財政出動が行われるなか、十分な地方財源が確保できるか不透明です。よって、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第1号の質疑入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和3年第6回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 榑 原 龍 弥 (自 署)

署 名 議 員 斉 藤 う め 子 (自 署)